

我々は研究不正を適切に扱っているのだろうか（下）

—研究不正規律の反省的検証—

小 林 信 一

- ① 日本の行政府省、大学や研究機関は2005年以降に研究不正に対応するための指針や規程（研究不正規律）を制定した。代表的なものが、文部科学省「研究活動の不正行為への対応のガイドラインについて—研究活動の不正行為に関する特別委員会報告書—」（2006年）である。この時期は、米国連邦機関の研究不正規律の中で最も体系的で詳細な公衆衛生庁研究不正規律が制定された直後だったが、日米では異なる点が多い。米国と対照することで、日本の研究不正規律の課題や疑問点を抽出する。
- ② 日米ともに、捏造、改ざん、盗用を研究不正と定義しており、表面的には同じように見えるが、米国は研究計画の申請から研究成果の発表までを対象としているのに対して、文部科学省の研究不正ガイドラインは研究成果の発表のみを対象としている。そのため、特に改ざんの定義は異なったものになっている。
- ③ 日本では、米国の研究不正規律ではみられない再実験を、研究不正の調査方法として位置づけているが、論理的にも現実的にもその有効性には疑問がある。
- ④ 日本では、米国と比較して、告発者と被告発者に証明責任を偏って分配する傾向がある。また、米国では証明力は「証拠の優越」であると規定されているのに対して、日本では証明力の判断を調査委員会の自由心証に委ねる傾向がある。
- ⑤ 日本では、研究者の倫理観や行動規範の立場から研究記録の保存を求める傾向がある。米国では、研究記録の不存在は、研究不正の定義に基づき改ざんであり、かつ故意性の証拠とされる。この違いは、研究不正を研究発表の段階に限定するか否かの違いに由来する。日米ともに研究記録の不存在は研究不正の認定の有力な証拠になるが、日本ではその根拠を研究者の「作法」や倫理観に求めることになりがちである。
- ⑥ 研究記録の保存期間または告発の期限を日本では明確に定めず、研究分野の慣行に委ねるケースが多い。一方、米国では6年を基準とし、例外規定を設けている。日本でも「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」は研究記録の保存期間を5年とする見込みであり、研究不正規律と調整を検討する必要がある。
- ⑦ 日本では、米国と比較して、告発に対して厳しい要件を設定し、必要以上に責任を負わせている可能性がある。
- ⑧ 今後はエビデンスに基づいて、実効性のある形で研究不正規律の課題や疑問点の検討を進めることが望まれる。

我々は研究不正を適切に扱っているのだろうか（下）

—研究不正規律の反省的検証—

国立国会図書館 調査及び立法考査局
専門調査員 文教科学技術調査室主任 小林 信一

目 次

はじめに

- I 日本における研究不正規律の成立・浸透過程
- II 米国における研究不正に関する連邦規律の成立とその内容

—上編 以上、前号—

—下編 以下、本号—

- III 米国との比較からみた日本の研究不正規律の課題
 - 1 日米の研究不正規律成立のタイミング
 - 2 研究不正の定義に関する論点
 - 3 研究不正の認定における証明責任、証明力に関する論点
 - 4 研究記録の不存在に関する論点
 - 5 告発、告発者に関する論点
- IV 研究不正規律に関する課題と展望
 - 1 課題と論点についてのまとめ
 - 2 課題解決への展望

おわりに

本稿上編においては、日本における研究不正⁽¹⁾に関する歴史を簡潔に振り返るとともに、日本における研究不正に関する指針や規程（以下では、研究不正に関する政府レベルの指針や機関⁽²⁾レベルの規程等を「研究不正規律」という。）の整備に影響を与えた米国の研究不正に関する連邦規

律等の策定過程と研究不正に対する考え方を整理した⁽³⁾。下編では、米国連邦規律の考え方や枠組みと対照することを通じて、日本の研究不正規律の疑問点や問題点を抽出する。なお、下編で言及する日本の主要な研究不正規律は表7のとおりである。

表7 日本における主要な研究不正規律

年	研究不正規律等（【 】内は略称）
2003	6月24日 日本学術会議「科学における不正行為とその防止について」【SCJ2003】（注1）
2005	8月1日 産業技術総合研究所「独立行政法人産業技術総合研究所における研究ミスコンダクトへの対応に関する規程」【AIST2005規程】（注2）
	12月22日 理化学研究所（理研）「科学研究上の不正行為への基本的対応方針」【理研2005方針】（注3）
2006	2月28日 総合科学技術会議「研究上の不正に関する適切な対応について」【CSTP2006】（注4）
	4月1日 東京大学「東京大学科学研究行動規範委員会規則」施行（3月17日制定）【東大2006規程】（注5）
	8月8日 文部科学省（文科省）「競争的資金に係る研究活動における不正行為対応ガイドライン」【文科省2006指針】（注6）
2007	3月1日 東北大学「研究活動における不正行為への対応ガイドライン」【東北大2007規程】（注7）
	4月19日 厚生労働省（厚労省）「研究活動の不正行為への対応に関する指針について」【厚労省2007指針】（注8）
	12月26日 経済産業省「研究活動の不正行為への対応に関する指針」【経産省2007指針】（注9）
2012	9月13日 理研「科学研究上の不正行為の防止等に関する規程」【理研2012規程】（注10）
2013	11月26日 東北大学「研究活動における不正行為への対応ガイドライン」（改定）【東北大2013規程】（注11）
2014	2月3日 文科省「公正な研究活動の推進に向けた「研究活動の不正行為への対応のガイドライン」の見直し・運用改善について（審議のまとめ）」【文科省2014審議まとめ】（注12）
	7月3日 文科省「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（案）【文科省2014指針案】（注13）（7月3日パブリックコメント開始、8月1日締切）
	8月9日 文科省・厚労省「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針（案）」【文科・厚労2014指針案】（注14）（8月9日パブリックコメント開始、9月7日締切）

（注1） <<http://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/18pdf/1823.pdf>>

（注2） <<https://web.archive.org/web/20060202224117/http://unit.aist.go.jp/genadm/legal/kitei/misconduct.html>>

（注3） <http://www.riken.jp/~media/riken/pr/topics/2006/20060123_1/20060123_1.pdf>

（注4） <<http://www8.cao.go.jp/cstp/output/iken060228.pdf>>

（注5） <http://www.u-tokyo.ac.jp/public/pdf/180310_02.pdf>

（注6） <http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gijyutu/gijyutu12/houkoku/_icsFiles/afldfile/2013/05/07/1213547_001.pdf>

（注7） <http://www.bureau.tohoku.ac.jp/kenkyo/fb/guideline_old.pdf>

（注8） <<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hokabunya/kenkyujigyou/k-fusei/index.html>>

（注9） <http://warp.da.ndl.go.jp/collections/NDL_WA_po_print/info:ndljp/pid/282046/www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu_kakushin/innovation_policy/pdf/NDL_WA_po_shishin.pdf>

（注10） <<http://www3.riken.jp/stap/j/fl/document1.pdf>>

（注11） <http://www.bureau.tohoku.ac.jp/kenkyo/fb/katsudou_husei.pdf>

（注12） <http://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/_icsFiles/afldfile/2014/03/05/1343915_03.pdf>

（注13） <<http://search.e-gov.go.jp/servlet/PcmFileDownload?seqNo=0000115002>>（2014年8月1日アクセス）

（注14） <<http://search.e-gov.go.jp/servlet/PcmFileDownload?seqNo=0000116412>>

（出典） 著者作成。

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセスは、特に断らない限り、2014年8月9日である。なお、その後「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成26年8月26日文部科学大臣決定）<http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/26/08/_icsFiles/afldfile/2014/08/26/1351568_02_1.pdf>が正式に決定された。本稿はガイドライン（案）の段階で執筆したものであるが、大臣決定されたガイドラインに関しても、本稿の内容はそのまま当てはまるので、本文は執筆時のままにしてある。

(1) 研究不正は、暫定的に、研究活動における研究データの捏造、改ざん、論文等の盗用を示すものとする。

(2) 本稿において、「機関」又は「研究機関」と言う場合、研究活動を実施している公的研究機関、大学、その他の機関を指す。研究資金の配分機関における研究不正の調査・認定等に関しても考察すべきだが、本稿の議論は研究活動を実施する機関に限定する。ただし、ほとんどの論点は配分機関にも該当する。

(3) 小林信一「我々は研究不正を適切に扱っているのだろうか（上）—研究不正規律の反省的検証—」『レファレンス』764号, 2014.9, pp.25-45. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_8752135_po_076402.pdf?contentNo=1>

Ⅲ 米国との比較からみた日本の研究不正規律の課題

上編では、米国の研究不正に関する連邦規律等における研究不正の定義や研究不正の調査・認定⁽⁴⁾ 手続について紹介した。米国の研究不正の定義や研究不正の調査・認定手続の考え方に関する重要な論点を整理すると以下のとおりである。

- ①研究不正の定義に関する論点
 - a. 研究不正の定義
 - b. 研究不正の認定の要件
- ②研究不正の認定における証明責任、証明力⁽⁵⁾に関する論点
 - a. 証明責任の規定
 - b. 証明力の規定
- ③研究記録⁽⁶⁾の不存在⁽⁷⁾に関する論点
 - a. 研究記録の不存在の扱い
 - b. 研究記録の不存在はなぜ証拠となるのか
- ④告発・告発者に関する論点

本章では、これらの観点を中心に日本における研究不正規律の発展、見直しの状況を整理し、米国との比較において課題を抽出する。

1 日米の研究不正規律成立のタイミング

米国との比較から日本の研究不正規律を検討する上で、あらかじめ明確にしておくべきことは、米国における研究不正規律の整備、日本国内での米国の動向の理解、及び日本国内の研究不正規律の整備の時間関係である。

(1) 2003年時点における差異

「科学における不正行為とその防止について」⁽⁸⁾ (以下「SCJ2003」という。) は日本学術会議第18期(2000～2003年)の活動報告である。SCJ2003は科学不正 (scientific misconduct) という表現を多用している。科学不正は、米国では公衆衛生庁 (Public Health Service: PHS) の1989年制定の規則「研究助成受領機関及び応募機関の科学不正の取扱及び報告に関する責任」⁽⁹⁾ (以下「PHS1989規則」という。) などで用いられる表現である⁽¹⁰⁾。

- (4) 認定とは、研究不正の事実に関する認定のことを言う。認定の結果に基づいて措置(懲戒処分や研究費の返還等)を行うので、研究不正の有無のみならず、研究不正の程度や研究不正を行った人物やその責任の程度等についても事実認定することになる。
- (5) 証拠に基づく事実の推定の蓋然性(確率)の程度を証明力という。証明力の詳細については、本稿上編脚注44(小林 前掲注(3), p.41)を参照。
- (6) 研究記録 (research record) は、米国大統領府科学技術政策局 (Office of Science and Technology Policy: OSTP) が2000年に制定した「OSTP研究不正連邦規律」(連邦官報65 FR 76260 (2000.12.6), OSTP Federal Policy on Research Misconduct. 以下「OSTP2000連邦規律」という。) において「データや結果の記録であり、科学研究から得られる結果を具現する。研究記録には、研究の申請、物理的又は電子的な実験記録、進捗報告、アブストラクト、学位論文、口頭発表、内部報告書、学術論文を含む。ただし、これらに限らない。」と定義されている(脚注3, 65 FR 76260, p.76262)。実験ノート(研究ノート)や実験の生データなどが相当する。なお、以下では、アメリカ合衆国連邦官報 (Federal Register) については「巻FR最初の頁」又は「巻FR最初の頁(日付)」の形式で引用し、適宜表題を記す。「脚注3, 65 FR 76260, p.76262」は、連邦官報65 FR 76260の中の76262頁の脚注3からの引用であることを示す。
- (7) 本稿では、研究記録がそもそも存在していない場合や研究記録が存在しても適切な記録が行われていないために証拠を提示できない場合など、研究記録により適切な証拠を示すことができない、又は示すことに失敗する場合を包括的に「研究記録の不存在」と表現する。
- (8) 日本学術会議「科学における不正行為とその防止について」2003.6.24. <<http://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/18pdf/1823.pdf>>
- (9) 連邦規則集42 CFR Part 50, Subpart A, Responsibility of PHS Awardee and Applicant Institutions for Dealing With and Reporting Possible Misconduct in Science. 54 FR 32449 (1989.8.8)で公示。なお、以下では、連邦規則集 (Code of Federal Regulations) については「巻CFR条」の形式で引用し、適宜表題を記す。
- (10) OSTP2000連邦規律以降は研究不正 (research misconduct) に統一されている。

一方、SCJ2003は「不正行為として捏造 (Fabrication: 存在しないデータの作成)、改ざん (Falsification: データの変造、偽造)、盗用 (Plagiarism: 他人のアイデアやデータや研究成果を適切な引用なしで使用) (FFP) を問題とすることが多い (米国連邦政府など)」⁽¹¹⁾としている。ここで参照される「米国連邦政府」が科学不正の用語の場合と同様に PHS1989 規則等を指しているかと言うと、そうではない。大統領府科学技術政策局 (Office of Science and Technology Policy: OSTP) が定めた「OSTP 研究不正連邦規律」⁽¹²⁾ (以下「OSTP2000 連邦規律」という。) 前の PHS1989 規則や国立科学財団 (National Science Foundation: NSF) の「国立科学財団 (NSF) 科学工学不正規則」⁽¹³⁾ は、捏造、改ざん、盗用 (以下「FFP」という。) に該当しない「その他の不正」も研究不正の定義に含めており、SCJ2003 の記述とは異なっている。FFP を具体的に説明するのも OSTP2000 連邦規律以降である。したがって、SCJ2003 の「米国連邦政府」は OSTP2000 連邦規律を指している可能性が高い⁽¹⁴⁾。

SCJ2003 の参考文献リストに米国の研究不正規律は記載されていないので、二次的な情報から米国に関する記述を構成した可能性がある。それに加えて、ちょうど米国の規律も新しいも

のに改定されつつあった時期に重なったので、古い情報と新しい情報が交錯して、正確性を欠く記述になったものと推測される。

(2) 米国 PHS 研究不正規律と日本の状況

日本国内で研究不正規律が策定され始めた 2005 年から 2006 年は、米国で最も体系的で詳細な規程である「PHS 研究不正規律」⁽¹⁵⁾ (以下「PHS2005 規律」という。) が策定された時期と重なった。PHS2005 規律が公布された 2005 年 5 月 17 日は、ちょうど日本 RNA 学会から東京大学 (東大) に対して多比良・川崎データ捏造事件⁽¹⁶⁾に関する調査依頼があり、調査に着手した頃に相当すると思われる。この事件が、2005 年 8 月の「独立行政法人産業技術総合研究所における研究ミスコンダクトへの対応に関する規程」⁽¹⁷⁾、同年 12 月の理化学研究所 (理研) 「科学研究上の不正行為への基本的対応方針」⁽¹⁸⁾ (以下「理研 2005 方針」という。) の制定、2006 年 3 月制定 (同年 4 月施行) の「東京大学科学研究行動規範委員会規則」⁽¹⁹⁾ (以下「東大 2006 規程」という。)、さらには「競争的資金に係る研究活動における不正行為対応ガイドライン」⁽²⁰⁾ (以下「文科省 2006 指針」という。) の制定へとつながった。これらの研究不正規律の制定段階

(11) 日本学術会議 前掲注(8), p.5.

(12) OSTP, *op.cit.*(6)

(13) 45 CFR Part 689, NSF Misconduct in Science and Engineering. 56 FR 22287 (1991.5.14) で公示。

(14) SCJ2003 の説明は OSTP2000 連邦規律より簡略であるため、定義の出典は厳密にはわからない。

(15) 42 CFR Part 93, Public Health Service Policies on Research Misconduct. 70 FR 28370 (2005.5.17) で公示。

(16) 2005 年に発覚した東京大学 (東大) の多比良和誠教授・川崎広明助手が関わったデータ捏造事件。詳細については、本稿上編表 2 (小林 前掲注(3), p.29) を参照。

(17) 産業技術総合研究所「独立行政法人産業技術総合研究所における研究ミスコンダクトへの対応に関する規程」2005.8.1. <<https://web.archive.org/web/20060202224117/http://unit.aist.go.jp/genadm/legal/kitei/misconduct.html>>

(18) 理化学研究所「科学研究上の不正行為への基本的対応方針」2005.12.22. <http://www.riken.jp/~media/riken/pr/topics/2006/20060123_1/20060123_1.pdf>

(19) 東京大学「東京大学科学研究行動規範委員会規則」2006.3.17. <http://www.u-tokyo.ac.jp/public/pdf/180310_02.pdf>

(20) 文部科学省科学技術・学術審議会研究活動の不正行為に関する特別委員会「研究活動の不正行為への対応のガイドラインについて—研究活動の不正行為に関する特別委員会報告書—」2006.8.8. <http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gijyutu/gijyutu12/houkoku/_icsFiles/afiedfile/2013/05/07/1213547_001.pdf> の第 2 部が「競争的資金に係る研究活動における不正行為対応ガイドライン」である。第 1 部は研究不正行為に対する考え方や機関による規程等の整備、防止のための取組などを述べた部分で、第 2 部が各機関が規程を整備する際に踏まえることが期待されるガイドラインとなっている。以下では、特に断らない限り、第 2 部のガイドライン部分を「文科省 2006 指針」という。

では PHS2005 規律は、国内では十分に理解されていなかった可能性が高い。理研 2005 方針は 2005 年 12 月に制定されたので、時間関係から判断すれば、PHS2005 規律を知ることは可能であったはずである。しかし、OSTP2000 連邦規律を参照したことは明記されている⁽²¹⁾が、PHS2005 規律を参考にした形跡はない。

一方、東大 2006 規程は研究記録の不存在に関する規定を設けていることから、PHS2005 規律を参考にした可能性が高い。文科省 2006 指針では、その策定にあたった「研究活動の不正行為に関する特別委員会」第 1 回委員会（2006.3.17）の参考資料⁽²²⁾で海外動向の一つとして、PHS2005 規律を紹介している⁽²³⁾。このように、2006 年に制定された研究不正規律は、PHS2005 規律をある程度参考にしたと推測できる。ただし、後述するように、これらの研究不正規律は PHS2005 規律を正確には反映していない。PHS2005 規律の影響があったとしても、表面的、断片的に参考にした程度にとどまるものと推測される。結果的に日米間では研究不正規律は似て非なるものになった。以下では、日米の研究不正規律の比較を通じて、日本の研究不正規律の定義や研究不正の調査・認定手続などで必ずしも明確でない部分や一貫性に欠け

る部分など、何が検討課題として残っているのかを描出する⁽²⁴⁾。

2 研究不正の定義に関する論点

(1) 研究不正の定義

表 8 に、表 7 に示した日本の主要な研究不正規律における研究不正の定義を整理した。

日本の研究不正規律が調査や措置の対象とする研究不正⁽²⁵⁾の種類は、すべての規程で FFP とされている。FFP の内容については、東大 2006 規程を除いて、規程中で具体的に示されている。その記述は、文科省 2006 指針の策定後は、ほぼ同じ内容が踏襲されている。この研究不正の定義をみて、日本の研究不正の定義は米国の OSTP2000 連邦規律以降の研究不正規律の定義と同じだといわれることがある⁽²⁶⁾。しかし、詳細にみると、日米の研究不正の定義は異なっており、その違いは表面的、形式的なものではなく、本質的なものである。本稿では、特に重要な相違点として、改ざんの定義をめぐる問題点を取り上げる。

(i) 各種の研究不正規律に見る「改ざん」の定義

文科省 2006 指針で、改ざんは「研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないも

(21) 「2. 研究不正」理化学研究所 前掲注(18)

(22) 研究活動の不正行為に関する特別委員会「参考資料 8 主要各国における研究活動の不正行為への対応について」（第 1 回配布資料）2006.3.17. 文部科学省ウェブサイト <http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gijyutu/gijyutu12/siryo/attach/1334740.htm>

(23) なお、各回の議事要旨を見ても、特に PHS2005 規律との比較等が議論された形跡は見当たらない。

(24) 日本の研究不正規律の中では、文科省 2006 指針が初の本格的なものであり、その後に制定された研究不正規律の多くが文科省 2006 指針に準拠している。したがって、以下で取り上げる論点に関して、どのような経過で文科省 2006 指針の表現に落ち着いたのかを検証することが望ましい。しかし、文科省 2006 指針に関しては、配布資料と議事要旨が公表されているだけで、どのような理由で文言が確定したのかは、一部を除き、ほとんど把握できない。前例のないものを作り上げることの大変さは多言を要しない。結果だけを取り上げるのは、そうした尽力や本来の意図を十分反映しないおそれがあることを否定できない。このことを踏まえた上で、以下では可能な範囲で策定過程の議論も参照しながら検証を進める。

(25) 日本の多くの研究不正規律では、研究不正を「不正行為」と呼んでいる。本稿は論述対象を明確にするために「研究不正」と記す。

(26) 例えば、中村征樹大阪大学准教授（「研究不正への対応を超えて—リサーチ・インテグリティ・アプローチとその含意—」『メタフュシカ』42 巻, 2011, pp.31-46. <<http://hdl.handle.net/11094/23321>>）は、文科省 2006 指針における不正行為の定義は「基本的に、米国で 2000 年に採用された連邦政府規律（Federal policy on research misconduct）における「研究不正行為（research misconduct）」の定義にそのまま則ったものである。」と述べている。

表 8 日本における研究不正の定義

規程等	規程等が対象とする研究不正の呼称、種類、定義	①研究不正の対象となる研究の段階、 ②誠実性による除外及び研究分野の慣行に基づく除外
理研 2005 方針	研究不正 (2. 研究不正) 捏造、改ざん、盗用 (1) 捏造 (fabrication) データや実験結果を作り上げ、それらを記録又は報告すること。 (2) 改ざん (falsification) 研究試料・機材・過程に小細工を加えたり、データや研究結果を変えたり省略することにより、研究を正しく行わないこと。 (3) 盗用 (plagiarism) 他人の考え、作業内容、結果や文章を適切な了承なしに流用すること。	①研究の提案、実行、見直し及び研究結果を報告する場合 ②悪意のない間違い及び意見の相違は研究不正に含まないものとする
東大 2006 規程	不正行為 (第 2 条第 2 項) (1) データその他研究結果の捏造、改ざん又は盗用 (2) 前号に掲げる行為の証拠隠滅又は立証妨害 (追試又は再現を行うために不可欠な実験記録等の資料の隠蔽、廃棄及び未整備を含む。)	①研究成果の作成及び報告の過程 ②悪意のない誤り及び意見の相違並びに当該研究分野の一般的慣行に従ってデータ及び実験記録を取扱う場合を除き…
文科省 2006 指針	不正行為 (Ⅱ-1 対象とする不正行為) (データや調査結果等の) 捏造と改ざん、及び盗用 (1) 捏造 存在しないデータ、研究結果等を作成すること。 (2) 改ざん 研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。 (3) 盗用 他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を、当該研究者の了解もしくは適切な表示なく流用すること。	①発表された研究成果 ②故意によるものではないことが根拠をもって明らかにされたものは不正行為には当たらない
東北大 2007 規程	不正行為 (3 対象とする不正行為) (文科省 2006 指針と同じ)	①文科省 2006 指針と同じ ②意図しない誤謬や実証困難な仮説など、故意によるものではないことが根拠をもって明らかにされたものは不正行為には当たらない
厚労省 2007 指針	不正行為 (2-1 対象となる不正行為) (データ、情報、調査結果等の) 捏造、改ざん及び盗用に限られる。 (捏造・改ざん・盗用の定義は、文科省 2006 指針と同じ)	①論文作成及び結果報告 ②根拠が示されて故意によるものではないと明らかにされたものは不正行為には当たらない
経産省 2007 指針	不正行為 (Ⅱ-2 対象となる不正行為) (データや研究結果等の) ねつ造、改ざん及び盗用に限られる。 (1) ねつ造 存在しないデータ、研究結果等を作成すること。 (3) 盗用 他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を、当該研究者の了解若しくは適切な表示なく流用すること。 (改ざんの定義は、文科省 2006 指針と同じ)	①文科省 2006 指針と同じ ②厚労省 2007 指針と同じ
理研 2012 規程	研究不正 (第 2 条) 捏造、改ざん、盗用 (1) 捏造 データや研究結果を作り上げ、これを記録又は報告すること。 (2) 改ざん 研究資料、試料、機器、過程に操作を加え、データや研究結果の変更や省略により、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。 (3) 盗用 他人の考え、作業内容、研究結果や文章を適切な引用表記をせずに使用すること。	①研究者等が研究活動を行う場合 ②悪意のない間違い及び意見の相違は含まないものとする
東北大 2013 規程	不正行為 (4 対象とする不正行為等) (データや調査結果等の、次に掲げる) 捏造、改ざん及び盗用 (3) 盗用 他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を、当該研究者の了解若しくは適切な表示なく流用すること。 (捏造・改ざんの定義は、文科省 2006 指針と同じ)	①文科省 2006 指針と同じ ②意図しない誤謬や実証困難な仮説、過誤など故意に基づかない行為、科学的見解の相違、研究分野における一般慣行によった行為、単なるデータの記載ミスや錯誤による取違えなどはこれに該当しない
文科省 2014 指針案	特定不正行為 (第 3 節-1-(3) 対象とする不正行為 (特定不正行為)) (データや調査結果等の) 捏造、改ざん及び盗用 (3) 盗用 他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること。 (捏造・改ざんの定義は、文科省 2006 指針と同じ)	①投稿論文など発表された研究成果 ②研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠った場合を除き、故意によるものではないことが根拠をもって明らかにされたものは不正行為には当たらない

(注) () 内は該当箇所 (条項等)。

(出典) 理研 2005 方針 <http://www.riken.jp/~media/riken/pr/topics/2006/20060123_1/20060123_1.pdf>; 東大 2006 規程 <http://www.u-tokyo.ac.jp/public/pdf/180310_02.pdf>; 文科省 2006 指針 <http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gijyutu/gijyutu12/houkoku/_icsFiles/fieldfile/2013/05/07/1213547_001.pdf>; 東北大 2007 規程 <http://www.bureau.tohoku.ac.jp/kenkyo/fb/guideline_old.pdf>; 厚労省 2007 指針 <<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hokabunya/kenkyujigyou/k-fusei/index.html>>; 経産省 2007 指針 <http://warp.da.ndl.go.jp/collections/NDL_WA_po_print/info:ndljp/pid/282046/www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu_kakushin/innovation_policy/pdf/NDL_WA_po_shishin.pdf>; 理研 2012 規程 <<http://www3.riken.jp/stap/j/fl/document1.pdf>>; 東北大 2013 規程 <http://www.bureau.tohoku.ac.jp/kenkyo/fb/katsudou_husei.pdf>; 文科省 2014 指針案 <<http://search.e-gov.go.jp/servlet/PcmFileDownload?seqNo=0000115002>> (2014 年 8 月 1 日アクセス) を基に筆者作成。

の⁽²⁷⁾に加工すること⁽²⁸⁾と定義されている。理研 2005 方針は、前述のように OSTP2000 連邦規律に準拠しているため、改ざんの定義に「(データや研究結果の) 省略」が含まれている。この原語は「omit」である。OSTP2000 連邦規律以降の米国の研究不正の定義においては、改ざんには研究記録の破壊、不作成、研究記録からのデータの削除なども含まれる⁽²⁹⁾のであり、米国の研究不正規律において「省略 (omit)」はこれらの行為を指し、重要な意味を持っている。東大 2006 規程の研究不正の定義に出てくる「(実験記録等の資料の) 廃棄及び未整備」も同じ文脈の表現であろう。しかし、文科省 2006 指針に「省略」はない⁽³⁰⁾。

この問題と関連するのが、研究不正の対象となる研究の段階の定義である。研究不正の対象となる研究の段階に関しては、理研 2005 方針は OSTP2000 連邦規律に準拠しているため、研究の提案から研究結果の報告までの段階を対象としている⁽³¹⁾。一方、文科省 2006 指針は、「発表された研究成果」の中に示された FFP に明

確に限定している。「研究活動の不正行為に関する特別委員会」の議事要旨で確認できる範囲で、研究不正の定義に関して詳細に議論されるのは、「研究活動の不正行為に関する特別委員会」第 7 回（最終回）委員会（2006.8.8）だけである。議事要旨によると、「研究成果と称して発表しない限りは、FFP があっても不正行為ではない」という解釈が示されている⁽³²⁾。この議論の経緯から、研究不正の定義において、研究の段階を意識的に「発表された研究成果」に限定していることがわかる。

この点は、米国の考え方とは大きく異なっているだけでなく、改ざんの定義を難しいものにしてしている。すなわち、文科省 2006 指針は改ざんを「研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。」⁽³³⁾と定義しているが、このうち「研究資料・機器・過程を変更する操作を行う」段階は、実は「発表された研究成果」よりも前の研究の実行段階であり、このままだと矛盾をきたす。そこで、デー

27) 改ざんの定義は、研究活動の不正行為に関する特別委員会第 6 回委員会（2006.6.23）の段階では「研究資料・機器・過程を変更する操作を行うこと、又は変更・変造したデータ・結果等を用いて研究の報告、論文等を作成・発表すること。」であった（研究活動の不正行為に関する特別委員会「資料 2-1 研究活動の不正行為への対応のガイドラインについて—研究活動の不正行為に関する特別委員会報告書(案)—」（第 6 回配布資料）2006.6.23, p.9. 文部科学省ウェブサイト <http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gijyutu/gijyutu12/siryo/_icsFiles/afildfile/2013/05/13/1334864_001.pdf>）。その後のパブリックコメントで「改ざんは「変更する操作を行うこと」では、最初から虚偽の数値を記載すれば改ざんに当たらない、と強弁する者もでてくる。」ので「真正な数値や事実と意図的に変更を加えたり、真正とは異なる数値や事実を記載すること。」と訂正すべきだとの意見が示された（研究活動の不正行為に関する特別委員会「資料 3「研究活動の不正行為への対応のガイドラインについて—研究活動の不正行為に関する特別委員会報告書(案)—」に対する意見募集の結果」（第 7 回配布資料）2006.8.8. 文部科学省ウェブサイト <http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gijyutu/gijyutu12/siryo/attach/1334868.htm>）。こうした経緯から「真正でないもの」という表現が登場した。例えば、仮説に適合するように計測値を偏って読み取ったり、外れ値を最初から除外したりしたデータを利用することは、記録されたデータを変更・変造していないが、本来記録されるべきデータと異なるという意味で「真正でないもの」へ改ざんしたとみなされるという主旨である。つまり、記録を積極的に「虚偽」のものに変更・変造する場合だけでなく、記録に手を加えなくても、記録そのものが研究結果を正しく反映していない場合を含む、より広い概念が「真正でないもの」である。

28) 文部科学省科学技術・学術審議会研究活動の不正行為に関する特別委員会 前掲注(20), p.12.

29) 小林 前掲注(3), pp.43-44.

30) 広義には「省略」も「真正でないものに加工すること」に含まれると解釈できるが、「省略」が明示されていない以上、研究記録の破壊や不作成が定義上、改ざんに含まれると読み込むことは困難である。

31) 「2. 研究不正」理化学研究所 前掲注(18)

32) 「研究活動の不正行為に関する特別委員会（第 7 回）議事要旨」2006.8.8. 文部科学省ウェブサイト <http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gijyutu/gijyutu12/gijigaiyou/1213546.htm>

33) 文部科学省科学技術・学術審議会研究活動の不正行為に関する特別委員会 前掲注(20), p.12.

タ等の操作だけで改ざんとするのではなく、そのような操作を行って「データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工する」と、あくまで研究結果の段階に影響が及ぶケースを改ざんとしているのである。

(ii) 文科省 2006 指針等における「改ざん」と研究の途中段階での不正行為

文科省 2006 指針には、告発⁽³⁴⁾の一種として「不正行為が行われようとしている」という告発⁽³⁵⁾という表現が登場するが、これと「発表された研究成果」の関係の判断が難しい。発表された研究成果における FFP のみを研究不正の対象に限定するという点を重視する場合、「不正行為が行われようとしている」に該当するのは、広く見積もっても、論文投稿時における不正に限られる可能性がある。その場合、発表前の研究実行段階でのデータの改ざんは定義上、改ざんではあっても不正行為に当たらないので、「不正行為が行われようとしている」という告発の対象とならない。このため、研究申請や研究実行中など研究途中での不正行為の告発は定義上不可能ということになる⁽³⁶⁾。

実際に、J-ADNI 臨床データ改ざん疑惑⁽³⁷⁾では、研究実施中のデータの改ざんが問題となったが、このことに言及して「科学研究で「捏造」「改ざん」ということが決定的になるのは、査読付きの論文誌に発表した論文でデータに偽りがあったことが示された場合」であり、「論文

未発表の生データの段階で、実験計画から逸脱したデータを「捏造」や「改ざん」と言われるようになると、科学研究の現場ではいかなる失敗も許されないようになります。このような雰囲気は、ミスを隠ぺいしたり、互いに密告しあう体質を育む温床になる可能性があります。」と解説する記事があった⁽³⁸⁾。この指摘は、文科省 2006 指針やそれに準じた研究不正の定義に照らせば完全に正しい。

この記事に関して、川田龍平参議院議員は質問主意書⁽³⁹⁾で、このような考え方が流布すると「研究者の認識を誤らせる危険性がある」と指摘している。この指摘も極めて妥当なものであり、米国の研究不正規律及び研究の実行段階を含めた形で研究不正を定義する国内機関⁽⁴⁰⁾の研究不正規律に従えば、研究実行段階の改ざんも研究不正そのものなのであり、川田議員の指摘が正しい。また、文科省 2006 指針に照らしても、研究実行段階でのデータの改ざんが研究不正ではないとしても、「不正行為が行われようとしている」という点を重視すれば、研究の発表段階に向けて「不正行為が行われようとしている」可能性があるならば、研究不正の未然防止の観点から告発の対象にできると解釈することもできる。

ここには混乱が見られるが、混乱の一因は文科省 2006 指針の改ざんの定義、すなわち、研究実行段階の改ざんは改ざんであっても研究不

(34) 本稿における告発は、研究不正の可能性を知る者、研究不正が行われようとしていることを知る者、不正行為を求められている者が、研究不正の疑いがある研究者の所属機関又は研究資金の配分機関に、何らかの手段により、その事実を開示することを言う。刑事訴訟における告発とは別の概念である。

(35) 文部科学省科学技術・学術審議会研究活動の不正行為に関する特別委員会 前掲注(20), p.14.

(36) 理研 2005 方針又はこれに準じて研究不正の対象となる研究段階を定めている機関の研究不正規律の場合、論理的には研究実行段階でのデータの改ざんは告発の対象となりうる。ただし、研究実施段階の告発を受け付けているのか、実際にそのような告発があるのか等に関する明確なエビデンスはない。

(37) アルツハイマー病の早期発見をテーマとする国家プロジェクト J-ADNI の臨床データに改ざんが疑われた事件。詳細は、本稿上編表 4 (小林 前掲注(3), p.32) 参照。

(38) 増田智子「あなたの未発表データも「捏造」扱いの危機」『日経バイオテク ONLINE』vol.1991, 2014.1.15. <<https://bio.nikkeibp.co.jp/article/news/20140115/173333/>>

(39) 「アルツハイマー病研究の国家プロジェクトに関する再質問主意書」(第 186 回国会参議院質問第 32 号 平成 26 年 2 月 26 日)

(40) 理研 2005 方針に準じて、研究不正の対象となる研究段階を研究の申請から成果の発表まで広く定めている研究不正規律を持つ機関も少なからず存在している。

正ではないという考え方を表現しようとする定義のわかりにくさに由来している。さらにはこの改ざんの定義と「不正行為が行われようとしている」という告発との関係をどう考えるべきか、という解釈の難しさも反映している。この問題は、単なる定義上の問題にとどまらず、後述する研究記録の不存在の考え方や研究不正の認定方法とも関連してくる。

(iii) 日米の研究不正定義の差と影響

改ざんの定義の例に見られるように、文科省 2006 指針の研究不正の定義は、米国の OSTP2000 連邦規律以降の研究不正規律における研究不正の定義とは本質的な部分で異なっている。後述するように、この定義の違いがさまざまな困難の原因になっており、影響も大きいことから慎重に検討する必要がある。しかしながら、文科省 2006 指針の改定を議論する「研究活動の不正行為への対応のガイドライン」の見直し・運用改善等に関する協力者会議は、「不正行為の定義（捏造、改ざん及び盗用）」については現行ガイドラインを踏襲⁽⁴¹⁾との方針を示し、研究不正の定義について特段の議論をしないまま、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（案）⁽⁴²⁾（以下「文科省 2014 指針案」という。）を取りまとめた。

(2) 研究不正の認定の要件

米国の事例でみたように、研究不正に関する

定義には、誠実性による除外（誠実に実施した上での単純な誤りや意見の相違を研究不正から除外）という条件も付く。研究分野の慣行に基づく除外（研究分野の慣行によって許容される研究記録の取扱いを研究不正から除外）も前提となっている。これらのことから、研究不正の認定に際しては、「研究不正の故意性の認定」と「研究分野の慣行からの逸脱の認定」を要することになる。⁽⁴³⁾

(i) 故意性の認定

表 8 に示されているように、日本の研究不正の定義では、誠実性による除外については、表現は異なるとしても、すべて言及されている。一方、研究不正の認定の条件としての故意性の認定に関しては、文科省 2006 指針で初めて登場し、「被告発者の研究体制、データチェックのなされ方など様々な点から故意性を判断することが重要である。」⁽⁴⁴⁾と明記されている。文科省 2006 指針以降の研究不正規律の多くはこれを踏襲しているが、経済産業省「研究活動の不正行為への対応に関する指針」⁽⁴⁵⁾（以下「経産省 2007 指針」という。）、理化学研究所「科学研究上の不正行為の防止等に関する規程」⁽⁴⁶⁾（以下「理研 2012 規程」という。）では記載がない。もっとも、文科省 2006 指針は故意性の認定の観点は例示しているが、認定の基準は必ずしも明確に示されておらず、現実に故意性を認定する際には困難が予想される。

(41) 「研究活動の不正行為への対応のガイドライン」の見直し・運用改善等に関する協力者会議「資料 1 公正な研究活動の推進に向けた「研究活動の不正行為への対応のガイドライン」の見直し・運用改善について（審議のまとめ）（案）骨子」（第 3 回配付資料）2013.12.27. 文部科学省ウェブサイト <http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/gijyutu/021/shiryo/_icsFiles/afiedfile/2014/01/31/1343730_01.pdf>

(42) 文部科学省「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（案）2014.7.3. 電子政府の総合窓口パブリックコメントウェブサイト <<http://search.e-gov.go.jp/servlet/PcmFileDownload?seqNo=0000115002>>（2014 年 8 月 1 日アクセス）

(43) 小林 前掲注(3), pp.40-41.

(44) 文部科学省科学技術・学術審議会研究活動の不正行為に関する特別委員会 前掲注(20), p.19.

(45) 経済産業省「研究活動の不正行為への対応に関する指針」2007.12.26. <http://warp.da.ndl.go.jp/collections/NDL_WA_po_print/info:ndljp/pid/282046/www.meti.go.jp/policy/economy/gijyutsu_kakushin/innovation_policy/pdf/NDL_WA_po_shishin.pdf>

(46) 理化学研究所「科学研究上の不正行為の防止等に関する規程」『研究論文の疑義に関する調査報告書』理化学研究所研究論文の疑義に関する調査委員会, 2014.3.31. <<http://www3.riken.jp/stap/j/fldocument1.pdf>>

東北大学「研究活動における不正行為への対応ガイドライン」⁽⁴⁷⁾(以下「東北大2013規程」という。)は、この点に関してユニークである。東北大2013規程は「故意によるものであると強く推認される」ことを故意性の認定の条件としており⁽⁴⁸⁾、実質的には「高度な蓋然性」もしくは高い証明力を有する証拠に基づき故意性を認定すべきことを規定している。その際、研究記録の不存在が故意性の高い証明力を有する証拠となりうることを規定している⁽⁴⁹⁾。その結果、研究記録の不存在により、研究不正の故意性の認定が可能になり、文科省2006指針のような故意性の証明の困難さは回避できることになる⁽⁵⁰⁾。これは、米国のPHS2005規程等の考え方に近い。

(ii) 研究分野の慣行に基づく除外

研究分野の慣行に基づく除外については、東大2006規程と東北大2013規程が言及している。一方、研究不正の認定における研究分野の慣行からの逸脱の認定を明確に規定している研究不正規程はない。東大2006規程と東北大2013規程以外の規程が、研究分野の慣行からの著しい逸脱をどう扱っているかという点、文科省2006指針を例にとると、調査委員会に被告発者が負う証明責任の程度を研究分野の特性に応じて判断することを求めている⁽⁵¹⁾が、これが実質的には研究不正の認定における研究分野の慣行からの著しい逸脱の認定に相当すると

思われる。日本の研究不正規程における研究分野の慣行からの著しい逸脱の認定の要件は、米国の規程ほど明確でないが、日米に実質的な違いはないと言えよう。

(3) 再実験、再現性をめぐる論点

米国の研究不正規程には、再実験により研究不正を調査・認定するという考え方は登場しない。再実験を研究不正の調査方法として位置付けていることは、日本の研究不正規程の顕著な特徴である。

(i) 再実験について

2005年から2006年にかけて、多比良・川崎データ捏造事件の調査で実施された再実験に関してはさまざまな議論があった。その経験を経て、日本の研究不正に関する研究不正規程で初めて、文科省2006指針に再実験が登場した⁽⁵²⁾。文科省2006指針は、研究不正の調査において、調査の方法の一つとして再実験を位置付け、その機会(機器、経費等を含む)の保障を規定した⁽⁵³⁾。また、被告発者が不正行為の疑惑への説明責任を果たす場合の手段の一つとしても再実験を明示的に位置付けた⁽⁵⁴⁾。文科省2006指針以降の研究不正規程の多くは文科省2006指針に準じて再実験の規定を導入している。

研究不正の調査に際して再実験をすることには疑問もある。多比良・川崎データ捏造事件を報じた雑誌記事中で、執筆した記者は調査の過

(47) 東北大学「研究活動における不正行為への対応ガイドライン」2013.11.26. <http://www.bureau.tohoku.ac.jp/kenkyo/fb/katsudou_husei.pdf>

(48) 「ウ」故意性は、被告発者の証言、被告発者の研究体制、データチェックのなされ方、その他の諸事情の評価によって、故意によるものであると強く推認されるときに認定される。」(「6-(5)-③不正行為か否かの認定」同上, p.9.)

(49) 「エ」上記イ)ウ)の判断に関する証拠の証明力は、調査委員会の判断による。ただし、被告発者が生データ、実験・観察ノート、実験試料・試薬等の不存在等、本来存在すべき基本的な証拠を提出できない場合には、調査委員会において他の証拠との総合的な検討に基づき、被告発者に不利な事実認定を行うことができる。」(同上)

(50) 文科省2006指針は、研究記録の不存在を研究不正と「みなす」規定がある。この「みなす」規定は強い規定であるが、故意性の認定との関係は規定されていない。詳しくは、15頁以下を参照。

(51) 文部科学省科学技術・学術審議会研究活動の不正行為に関する特別委員会 前掲注(20), p.19.

(52) 多比良・川崎データ捏造事件の調査の当事者であった理研と東大の規程(理研2005方針、東大2006規程)には再実験に関する規定はない。

(53) 文部科学省科学技術・学術審議会研究活動の不正行為に関する特別委員会 前掲注(20), p.18.

(54) 同上, p.19.

程で東大が再実験を要請したことに対して、「追試の結果がどうあれ、そこからどのような結論を導き出すかだろう。追試の結果、論文と同様のデータを出せれば、不問に付すことになるのか？逆に再現性の確認に足るデータが出なければ「論文はねつ造だった」と結論づけることになるのか？」、「ここまで騒ぎが大きくなった以上、仮にデータが出なかった場合に「再現性は認められない」という結論だけで果たして広く納得が得られるだろうか。逆に再現性が確認できた場合に、RNA学会はこれだけ大きくなった騒ぎをどう收拾するのだろうか。」と、再実験の有効性に疑問を呈した⁽⁵⁵⁾。たしかに、再現性と研究不正は別の問題であり、再現性が確認されたからと言って、疑念を呈された論文に研究不正がなかったとは必ずしも言えず、また再現性が確認できない場合でも研究不正があったとは断言できないのである。

(ii) 再現性をめぐる議論

そもそも、再現性の確認が困難なケースがあることも、文科省 2006 指針の策定時にすでに議論されていた。すなわち、「研究活動の不正行為に関する特別委員会」第 3 回委員会（2006.4.27）では被告発者に不正行為を行っていないことの証明責任があるという原則が提示され⁽⁵⁶⁾、また不正行為の認定基準として、①被告発者が不正行為を認める、②実験・観察を行い、データを収集・整理した者が不正行為を認める、③不正を指摘された論文の根拠となる実験に再現性がないことに正当な理由がない、の 3 項目が例示された⁽⁵⁷⁾。この不正行為の認定基準が示さ

れたため、委員会では、不正行為を行っていない被告発者が、自ら不正行為を行っていないことをいかにして証明するかに関心が集中した。不正行為の認定基準の中で前 2 項目はそもそも不正行為の否認には使えない。第 3 項目の「実験に再現性のないこと」の正当な理由を明らかにしても、不正行為の否認の必要条件にはなっても十分条件にはならない。そうすると、そもそも実験には再現性があることを証明するしかなくなる。そこで、実験の再現性をめぐって活発に議論された⁽⁵⁸⁾。議論の中では、再現性は研究上、当然必要なことであるという見解の一方で、再現性を問われると困難なケースが多々あるとの指摘もあり、再現性を根拠とすることに否定的な意見もあった。実は、不正行為の認定基準としては前記 3 項目とは別に、その直後に「生データや実験・観察ノート、実験試料・試薬の不存在など、存在すべき基本的な要素の不足により証拠を示せない場合は不正行為とみなされるといふことによいか」という論点も示されていた⁽⁵⁹⁾。つまり、研究記録による証明も想定されていたのであり、再現性は必ずしも唯一の選択肢ではなかった。しかし、なぜか実験の再現性に議論が集中し、その結果、「研究活動の不正行為に関する特別委員会」第 4 回委員会（2006.5.26）の配布資料に調査方法の一つとして「再実験」の概念が登場する⁽⁶⁰⁾。なぜ、再実験が明記されることになったのかに関しては、議事要旨からは明らかでない。

議事要旨に再実験に関する議論が登場するのは「研究活動の不正行為に関する特別委員会」

⁽⁵⁵⁾ 石垣恒一・佐原加奈子「RNA 論文問題で渦中の東大・多比良教授にインタビュー」『日経バイオビジネス』No.54, 2005.11, pp.14-16.

⁽⁵⁶⁾ 研究活動の不正行為に関する特別委員会「資料 2「研究活動における不正行為への対応」3 原則」（第 3 回配布資料）2006.4.27. 文部科学省ウェブサイト <http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gijyutu/gijyutu12/siryo/attach/1334756.htm>

⁽⁵⁷⁾ 研究活動の不正行為に関する特別委員会「資料 3-1 研究活動の不正行為への対応についての論点別考え方（案）」（第 3 回配布資料）2006.4.27. 文部科学省ウェブサイト <http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gijyutu/gijyutu12/siryo/attach/1334757.htm>

⁽⁵⁸⁾ 「研究活動の不正行為に関する特別委員会（第 3 回）議事要旨」2006.4.27. 文部科学省ウェブサイト <http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gijyutu/gijyutu12/gijigaiyou/1334695.htm>

⁽⁵⁹⁾ 研究活動の不正行為に関する特別委員会 前掲注⁽⁵⁷⁾

第7回(最終回)委員会(2006.8.8)だけであり、そこでは報告書案の「被告発者が調査委員会から再実験などにより再現性を示すことを求められた場合、あるいは自らの意思によりそれを申し出た場合は、それに要する期間及び機会(機器、経費等を含む。)が調査機関により保障されなければならない。」⁽⁶¹⁾との記述に関して、「経費も保障」するのかと確認する質問があり、それで「問題ない」という返答が記録されている⁽⁶²⁾だけである。そのため、「再実験は研究不正の有無の認定の根拠になるのか」という疑問にどのように答えるつもりだったのかは明らかではない。

(iii) 再実験、再現性をめぐる最近の状況

もっとも、経費負担という現実的な懸念のためか、研究不正規律における再実験の記載が次第に消極的になっていったことも事実である。経産省2007指針では、「その再実験の実施が、調査機関における経費の確保等の問題により困難な場合を除き」その機会が保障される⁽⁶³⁾と条件が付加された。東北大2013規程も「調査委員会が、実験が適正な方法と手続に則って行われたことを確認するために再実験等が有用と判断する場合には、その機会が与えられる。」⁽⁶⁴⁾と、再実験は無条件に保障されるものではなく

なった。文科省2014指針案も、制約条件付きで認める方向に姿勢を変えつつある⁽⁶⁵⁾。また、ここでは被告発者が不正行為の疑惑への説明責任を果たす場合の手段の一つとして再実験を位置付ける規定はなくなった。本稿執筆段階の2014年8月上旬には最終的な指針はまだ示されていないが、調査委員会が必要性を認めない限り再実験は行わないという限定的な規定となる可能性が高い。今後は、研究不正の認定と再実験を通じた再現性の確認とは、別の問題だという原点に戻っていくと思われる。

3 研究不正の認定における証明責任、証明力に関する論点

(1) 証明責任の考え方

すでに、米国における研究不正の認定手続において述べたように、研究不正の認定において、誰が証明責任を負うのかは重要な問題であり、決して自明なことではない。米国の場合は、措置を課そうとする所属機関や連邦機関に証明責任があるとしている。もっとも、米国の場合は「証拠の優越」により証拠を判断するので、お互いに説明責任を負うととらえてもよいかもしれない。これらの考え方は米国の民事訴訟の証明責任、証明力の考え方とほとんど同じであ

(60) 「ア」本調査は、指摘された当該研究に係る論文や実験・観察ノート、生データ等の各種資料の精査や、関係者のヒアリング、再実験の要請などにより行われる。この際、被告発者の弁明の聴取が行われなければならない。イ) 被告発者が調査委員会から再実験などにより再現性を示すことを求められた場合は、それに要する期間及び機会(機器、経費等を含む。)が調査機関により保障されるものとする。」(研究活動の不正行為に関する特別委員会「資料2 研究活動の不正行為への対応のガイドラインについて—研究活動の不正行為に関する特別委員会報告書(案)—」(第4回配布資料)2006.5.26. 文部科学省ウェブサイト<http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gijyutu/gijyutu12/siryu/attach/1334853.htm>)

(61) 「4-2-(2)本調査, 3. 調査方法・権限, イ)」研究活動の不正行為に関する特別委員会「資料4 研究活動の不正行為への対応のガイドラインについて—研究活動の不正行為に関する特別委員会報告書(案)—」(第7回配布資料)2006.8.8. 文部科学省ウェブサイト<http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gijyutu/gijyutu12/siryu/attach/1334882.htm>

(62) 「研究活動の不正行為に関する特別委員会(第7回) 議事要旨」前掲注(32)

(63) 「IV-3-(2)不正行為の疑義に対する説明責任, ①」経済産業省 前掲注(45)

(64) 「6-(5)-②不正行為の疑義への説明責任, ア)」東北大学 前掲注(47)

(65) 「イ) 告発された行為が行われた可能性を調査するために、調査委員会が再実験などにより再現性を示すことを被告発者に求める場合、又は被告発者自らの意思によりそれを申し出て調査委員会が再実験などにより再現性を示すことを被告発者に求める場合、又は被告発者自らの意思によりそれを申し出て調査委員会がその必要性を認める場合は、それに要する期間及び機会(機器、経費等を含む。)に関し調査機関により合理的に必要と判断される範囲内において、これを行う。」(「第3節4-4-2-(2)-③調査方法・権限」文部科学省 前掲注(42), p.16.)

る。⁽⁶⁶⁾

一方、日本の多くの研究不正規律は、被告発者に証明責任を負わせている⁽⁶⁷⁾。文科省 2006 指針は、「①調査委員会の調査において、被告発者が告発に係る疑惑を晴らそうとする場合には、自己の責任において、当該研究が科学的に適正な方法と手続に則って行われたこと、論文等もそれに基づいて適切な表現で書かれたものであることを、科学的根拠を示して説明しなければならない。そのために再実験等を必要とするときには、その機会が保障される。」と被告発者が証明責任を負うことを示し、またこの「説明責任の程度」については「研究分野の特性に応じ、調査委員会の判断にゆだねられる。」としている⁽⁶⁸⁾。また、「被告発者の説明及びその他の証拠によって、不正行為であるとの疑いが覆されなるときは、不正行為と認定される。」⁽⁶⁹⁾としている。

証明責任の問題は、「研究活動の不正行為に関する特別委員会」第 2 回委員会（2006.4.7）の配布資料⁽⁷⁰⁾で論点として提示されたが、本格的に議論されたのは、「研究活動の不正行為に関する特別委員会」第 3 回委員会（2006.4.27）のようである。第 3 回委員会の配布資料において、被告発者に証明責任があるとする原則が示された⁽⁷¹⁾。しかし、日本の民事訴訟においては、原則として告発する側が証明責任を負う⁽⁷²⁾。また、被告発者に証明責任を負わせる原則は、

米国の研究不正の考え方とも異なっている。被告発者の側が証明責任を負うことは自明ではない。特別な証明責任のあり方を採用する以上は、それを合理的だとする根拠が必要である。

ここで根拠として示されたのは、「先人の業績を踏まえつつ、自らの発想に基づいて行った知的創造活動の成果を、検証可能な根拠を示して、研究者コミュニティの批判を仰ぐ」といった「研究活動とその公表の本質」である⁽⁷³⁾。しかし、この根拠が合理的かと言えば疑問がある。例えば、「検証可能な根拠を示して、研究者コミュニティの批判を仰ぐ」に関しては、根拠よりも実績や権威が効果を発揮する事例もありうる。また、山のように発表される論文のうちのほとんどの論文は誰の関心も呼ばず、批判も検証もされないのが現実である。つまり、ここで「研究活動とその公表の本質」と呼ばれているものは研究活動の理想像なのであり、現実ではない。このような規範的理由が、被告発者が証明責任を負うことの根拠として十分かは議論の余地があると思われる。しかし、文科省 2006 指針以降は、ほとんど議論されることなく、被告発者が証明責任を負うという考え方が継承されている。これは文科省 2104 指針案でも同じである。

(2) 証明力の規定

証明責任と表裏一体の関係にあるのが証明力

(66) 小林 前掲注(3), pp.40-43.

(67) 東大 2006 規程は、証明責任を明確には規定していない。

(68) 「IV-3-(2)不正行為の疑惑への説明責任, ①~③」文部科学省科学技術・学術審議会研究活動の不正行為に関する特別委員会 前掲注(20), p.19.

(69) 「IV-3-(3)不正行為か否かの認定」同上

(70) 研究活動の不正行為に関する特別委員会「資料 1 研究活動の不正行為への対応についての論点別考え方(案)」(第 2 回配布資料) 2006.4.7. 文部科学省ウェブサイト <http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gijyutu/gijyutu12/siryo/attach/1334745.htm>

(71) 「1 研究活動とその公表の本質(先人の業績を踏まえつつ、自らの発想に基づいて行った知的創造活動の成果を、検証可能な根拠を示して、研究者コミュニティの批判を仰ぐ)からすれば、被疑研究者が「不正行為」を行っていないことを立証する責任を負うものである。」(研究活動の不正行為に関する特別委員会 前掲注(66))

(72) 例えば、法令用語研究会編集執筆『有斐閣 法律用語辞典 第 3 版』有斐閣, 2006, p.300. 被告発者の側が証明責任を負うケースは無過失責任等に関して特別に法律が制定されている場合(自動車損害賠償責任、製造物責任等)等に限定されている。

(73) 前掲注(71)参照。

である。証明力については、文科省 2006 指針で初めて言及された。証明力に関する記述が最初に登場するのは、「研究活動の不正行為に関する特別委員会」第 5 回委員会（2006.6.13）で配布された報告書（案）⁽⁷⁴⁾である。そこでは「物的・科学的証拠、証言、被告発者の自認等の証拠の証明力は、調査委員会の判断に委ねられる。」⁽⁷⁵⁾としている。議事要旨によれば、「特定の証拠があるとか、どれだけの数の証拠があるとか、そういう規定をあらかじめ作っておいて、判断する人間をその規定で縛る」法定証拠主義ではなく、自由心証主義を採用するという趣旨の議論が展開されている⁽⁷⁶⁾。

なぜそのような立場を取るのかは明確には述べられていないが、前後の文脈から日本社会の民事訴訟、刑事訴訟において一般的に要求される「高度の蓋然性」のような証拠の高い証明力の基準を一律に適用してしまうと、研究不正の認定の際に、限りなく不正に近いにもかかわらず「黒」と判定できないグレーゾーンに落ちるケースが多発するのではないかと危惧していたと推測できる。そこで、「証拠の証明力は、調査委員会の判断に委ねられる」と自由心証主義を持ち出し、研究不正の認定において調査委員会に証明力に関する判断を委ねることで「高度の蓋然性」よりも低い証明力を採用する余地を残す趣旨のように読める。そうであれば、米国のように「証拠の優越」基準を設定することもできたはずだが、日本社会では「証拠の優越」は一般的でないので、そこまで積極的に証明力を明示するまでには至らなかったということか

もしれない。「高度の蓋然性」基準を一律に当てはめる選択をしなかった理由を明確に説明しても問題はなかったと思われるが、「研究活動の不正行為に関する特別委員会」第 5 回委員会以降最終回までの議事要旨を見ても、証明力の設定やその理由に関してどのような議論があったのか、あるいはなかったのか、明示的にはわからない。なお、文科省 2006 指針⁽⁷⁷⁾の後は、経産省 2007 指針、理研 2012 規程では証明力に関する規定がない。それ以外の研究不正規律は文科省 2006 指針の規定を継承している。

4 研究記録の不存在に関する論点

(1) 研究記録の不存在の扱い

(i) 「研究記録」の用語について

日本の研究不正規律の特徴の一つは、研究記録の不存在の研究不正認定手続における位置付けである。表 9 に、各研究不正規律の中で、研究記録に相当するものとして具体的にどのような要素が列挙されているのかを整理した。実は、日本の研究不正規律では研究記録という表現は登場しない。東大 2006 規程は単に「実験記録等の資料」としているが、その他の研究不正規律は該当するものを複数列挙している。理研 2005 方針、理研 2012 規程は、例えば「ラボノートブック」、「記録した紙及び電子媒体」といった独自の表現をしている。それ以外は基本的に文科省 2006 指針に準拠しており、「生データ、実験・観察ノート、実験試料・試薬など（研究成果の事後の検証を可能とするもの）」という表現が採用されている。経産省 2007 指針も「原デー

(74) 研究活動の不正行為に関する特別委員会「資料 3-1 研究活動の不正行為への対応のガイドラインについて—研究活動の不正行為に関する特別委員会報告書（案）—」（第 5 回配布資料）2006.6.13. 文部科学省ウェブサイト <http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gijyutu/gijyutu12/siryu/_icsFiles/afldfile/2013/05/13/1334862_002.pdf>

(75) 「IV-3-(3)不正行為か否かの認定」同上, p.15.

(76) 「研究活動の不正行為に関する特別委員会（第 5 回）議事要旨」2006.6.13. 文部科学省ウェブサイト <http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gijyutu/gijyutu12/gijigaiyou/1334700.htm>

(77) 最終的には、文科省 2006 指針では表現が若干変更され、「調査によって得られた、物的・科学的証拠、証言、被告発者の自認等の諸証拠を総合的に判断して、不正行為か否かの認定を行う。証拠の証明力は、調査委員会の判断に委ねられるが、被告発者の研究体制、データチェックのなされ方など様々な点から故意性を判断することが重要である。」（「IV-3-(3)不正行為か否かの認定」文部科学省科学技術・学術審議会研究活動の不正行為に関する特別委員会 前掲注(20), p.19）となった。

表9 日本の研究不正規律における研究記録の具体的内容

規程等	研究記録の具体的内容
理研 2005 方針	(4.4-2 遵守事項) ラボノートブックと各種計測データなどを記録した紙・電子記録媒体など
東大 2006 規程	(第2条第2項(2)) (追試又は再現を行うために不可欠な) 実験記録等の資料
文科省 2006 指針	(IV-2-(1) 予備調査, ①) 生データ、実験・観察ノート、実験試料・試薬など (研究成果の事後の検証を可能とするもの)
経産省 2007 指針	(IV-2-(1) 予備調査, ①) 原データ、実験・観察ノート、実験試料・試薬など (研究成果の事後の検証を可能とするもの)
理研 2012 規程	(第11条(3)) 各種計測データ等を記録した紙及び電子媒体、ラボノートブック、研究試料その他 (研究結果の事後の検証を可能とするもの)

(注) () 内は規程の該当箇所 (条項)。

(出典) 理研 2005 方針 <http://www.riken.jp/~media/riken/pr/topics/2006/20060123_1/20060123_1.pdf>; 東大 2006 規程 <http://www.u-tokyo.ac.jp/public/pdf/180310_02.pdf>; 文科省 2006 指針 <http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gijyutu/gijyutu12/houkoku/_icsFiles/afidfile/2013/05/07/1213547_001.pdf>; 経産省 2007 指針 <http://warp.da.ndl.go.jp/collections/NDL_WA_po_print/info:ndljp/pid/282046/www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu_kakushin/innovation_policy/pdf/NDL_WA_po_shishin.pdf>; 理研 2012 規程 <<http://www3.riken.jp/stap/jf1document1.pdf>> に基づき筆者作成。

タ」という表現をしている以外は同じである。このように若干表現は異なるが、その内容は大きく変わることはない。そこで、これらの総体を研究記録と呼ぶことにする。⁽⁷⁸⁾

(ii) 研究記録の不存在と「みなし規定」

日本の研究不正規律が研究記録をどのように研究不正の認定手続と結び付けるかを整理しよう。理研 2005 方針は、その中で「4. 行動基準及び遵守事項」のような行動規範に関わる事項と研究不正の調査手続の両方を定めるという特殊な構成の規程である。研究記録に関しては、「4-2 遵守事項」で研究記録を保管すべきことについて規範的に規定しているだけで、これを研究不正の認定にどのように利用するかは示されていない。対極的に、東大 2006 規程は研究不正の定義の中で、(FFP の)「証拠隠滅又は立証妨害 (追試又は再現を行うために不可欠な実験記録等の資料の隠蔽、廃棄及び未整備を含む。)」(第2条第2項(2))と定め、研究記録の不存在自体

が研究不正であると定義している。

文科省 2006 指針では、研究記録について、二つの側面から規定されている。第1は、研究記録の不存在は「不正行為とみなされる」という規定 (以下「みなし規定」という。) である⁽⁷⁹⁾。みなし規定により、研究記録の不存在は原則として反証を許さない証拠となる (反証は、自然災害等で研究記録を喪失した場合など、不可抗力であったことを証拠として提示できる場合や、研究記録の保存期間が研究分野の慣行や機関の規定で定められている期間を超えている場合などに限られる)。東大 2006 規程が、研究記録の不存在それ自体を研究不正と定義するのに比べると証明力は低いとはいえ、この規定は非常に強い規定である。これにより、調査委員会は、研究記録の不存在という研究不正を認定する強力な証拠を獲得したことになる。第2は、研究記録の作成や保管を、厳密に言えば研究不正規律そのものではなく、いわば「研究者の行動規範」の中に、研究

(78) 米国の OSTP2000 連邦規律等の研究記録には、日本の研究不正規律が例示するもののほかに、研究申請書、進捗報告、アブストラクト、学位論文、口頭発表、内部報告書、学術論文など、研究の計画や報告、発表に関する書類が加わる。この部分が日米の違いであるが、日米で明白に異なり混同する危険性はないので、日米ともに研究記録と表現する。

(79) 「①の被告発者の説明において、被告発者が生データや実験・観察ノート、実験試料・試薬等の不存在など、本来存在すべき基本的な要素の不足により証拠を示せない場合は不正行為とみなされる。」(「IV-3-(2)不正行為の疑惑への説明責任, ②」文部科学省科学技術・学術審議会研究活動の不正行為に関する特別委員会 前掲注(20, p.19.)

者が守るべき作法として位置付けることを要請する規定（以下「研究記録保存義務」という。）である⁽⁸⁰⁾。こちらは理研 2005 方針の研究記録の位置付けに近い。

文科省 2006 指針以降の研究不正規律は、基本的には文科省 2006 指針の考え方を継承している。ただし、後段の行動規範の中で研究記録の保存の義務付けをする部分については、研究不正の認定手続を定める研究不正規律とは基本的に別のものであるため、規律の中には言及されない。例えば、東北大 2007 規程の中には「みなし規定」は明記されているが、規程の中に研究記録保存義務は規定されていない。なお、理研 2012 規程は理研 2005 方針と同じで、研究記録を保存すべきことを述べているだけであり、「みなし規定」はない。

東北大 2013 規程は興味深い事例である。東北大 2013 規程には「みなし規定」はなく、「被告発者に不利な事実認定を行うことができる」ととどまっている⁽⁸¹⁾。規程には「他の証拠との総合的な検討に基づき」とあることから、研究記録の不存在の証明力を、研究不正の反証可能な推定、もしくは「証拠の優越」であると位置付けていると解してもよいと思われる。文科省 2006 指針よりは、米国の研究不正規律の原則に近い印象を受ける。なお、東北大学は、研究記録保存義務に関しては「公正な研究活動のための東北大学行動規範」の中で「それぞれの分野で適切な研究手続に沿った研究を行い、

データの管理と利用とを適切に行うこと。』⁽⁸²⁾と規定している。

(2) 「みなし規定」の由来

文科省 2006 指針の「みなし規定」がどのようにして形成されたのかを、「研究活動の不正行為に関する特別委員会」の配布資料や議事概要から検討する。

「研究活動の不正行為に関する特別委員会」第 1 回委員会（2006.3.17）では、参考資料として東大 2006 規程を配布した⁽⁸³⁾。前述のように、東大 2006 規程は研究記録の不存在は研究不正調査における証拠隠滅、立証妨害であり、それ自体が研究不正であると定義した。この強い定義を用いて研究不正調査を実施することで、研究不正を明確に認定することを狙ったと思われる。このことから第 1 回委員会で研究資料の不存在が着目される可能性はあったが、議事要旨を見る限り、言及はなかったと思われる。

「研究活動の不正行為に関する特別委員会」第 2 回委員会（2006.4.7）の配布資料では、研究記録に関する記述が 3 か所登場する⁽⁸⁴⁾。第 1 は、「不正行為は、科学研究の論文等において、得られたデータや結果の捏造、改ざん、及び他者の研究成果等の盗用に加え、同じ研究成果の重複発表、論文著作者が適正に公表されない不適切なオーサーシップ、実験・観察ノートを作成しないことなども含めた、科学研究の上での非倫理行為と考えることができる。」⁽⁸⁵⁾であり、

⁽⁸⁰⁾ 「大学・研究機関、学協会においては、実験・観察ノート等の記録媒体の作成（方法等を含む）・保管や実験試料・試薬の保存等、研究活動に関して守るべき作法について、研究者や学生への徹底を図ることやそれらの保存期間を定めることが求められる。」（同上, p.9.）

⁽⁸¹⁾ 「被告発者が生データ、実験・観察ノート、実験試料・試薬等の不存在等、本来存在すべき基本的な証拠を提出できない場合には、調査委員会において他の証拠との総合的な検討に基づき、被告発者に不利な事実認定を行うことができる。」（「6-(5)-③不正行為か否かの認定, エ」東北大学 前掲注(47)）

⁽⁸²⁾ 「2. 公正な研究活動の原則, (5)」東北大学「公正な研究活動のための東北大学行動規範」2013.11.26. <<http://www.bureau.tohoku.ac.jp/kenkyo/fb/kihan.pdf>>

⁽⁸³⁾ 東大は東大 2006 規程を制定したが、正式に制定されたのは研究活動の不正行為に関する特別委員会第 1 回委員会の開催日と同じ 2006 年 3 月 17 日であった（表 7）。しかし、その 1 週間前の 3 月 10 日に東大は「「東京大学の科学研究における行動規範」等の制定に関する記者会見」<http://www.u-tokyo.ac.jp/public/public01_180310_j.html> を実施しており、この時点の規程、厳密に言えば制定前の案を第 1 回委員会で配布したと推測される。

⁽⁸⁴⁾ 研究活動の不正行為に関する特別委員会 前掲注(70)

ここでは研究記録の不存在を広義の研究不正と規定している。この考え方は、東大 2006 規程の考え方を直接反映していると思われるが、本配布資料ではあくまで広義の研究不正の一つとして示すにとどまり、研究不正の認定手続の対象となる研究不正はあくまでも FFP に限定している。その意味で、現実的な効力はない。第 2 は、「大学・研究機関においては、実験・観察ノートを作成・保管や実験試料・試薬の保存等、研究管理に関する規程等を定めたり、研究活動やその公表に関して守るべき作法について、研究者や学生への徹底を図ることが求められる。」⁽⁸⁶⁾であり、いわば「作法としての研究記録」に関する規定である。これは規則というよりは研究者倫理⁽⁸⁷⁾や行動規範に関する記述である。第 3 は、研究記録の不存在を不正行為と「みなす」ことでよいかという論点の提示である⁽⁸⁸⁾。

議事要旨を見る限り、「研究活動の不正行為に関する特別委員会」第 2 回委員会では第 2 の「作法」としての研究記録に関する言及はあるが、それ以外の観点については言及がない⁽⁸⁹⁾。興味深いことに、「研究活動の不正行為に関する特別委員会」第 3 回委員会（2006.4.27）の配布資料から、第 1 の研究記録の不存在を広義の研究不正と定義する記述がなくなっている⁽⁹⁰⁾。また、議事要旨を見る限り、その後の委員会でも「作法としての研究記録」に関する議論はさ

れても、「みなし規定」に関してはほとんど議論されていない。そのため、研究記録の不存在がなぜ研究不正とみなせるのか、という根本的な疑問が残る。パブリックコメントでは、「実験ノートがないから直ちに不正」などという判断は現場では決してできない」という意見も見られる⁽⁹¹⁾が、これに対する回答も公表されている資料の範囲では見当たらない。

結果的に、文科省 2006 指針は、「みなし規定」を採用しつつ、「作法としての研究記録」という研究者倫理や行動規範を重視する指針となったのである。文科省 2006 指針を読むと、研究者は「作法としての研究記録」の原則を遵守すべきであり、それを守らないのであれば「研究不正とみなされてもやむをえない」という論理が浮かび上がる。委員会が盛んに「作法としての研究記録」についてこだわったのも、それを「みなし規定」の根拠としたからだろうと思われる。

(3) 研究記録の不存在はなぜ証拠となるのか

(i) 研究不正認定の規範論アプローチ

「作法としての研究記録」の規定を守らないことは、研究者倫理又は研究者の行動規範に背馳する行為であるから、研究記録の不存在を研究不正と「みなす」という論理は、一定の自律性を有する研究者コミュニティにおいては十分に成立する論理である。研究機関や大学は、研

(85) 「2.-(3)不正行為とは何か」同上

(86) 「2.-(6)-2 防止のための取り組み」同上

(87) 研究者倫理は、研究者という専門職集団の倫理に焦点を当てた表現であり、この中には、研究不正に対する考え方、責任ある研究のあり方など、研究者として尊重すべき規範なども含まれる。一方、研究倫理とは、研究者倫理を含み、さらに研究遂行上の倫理的観点、例えば動物の福祉やヒトの尊重、環境安全、利益相反など、研究者が研究遂行上遵守すべき事項に関する規範や規則なども含む広い概念である。

(88) 「不正行為と指摘された研究者は、潔白を主張する場合、自ら挙証責任を負う。このとき、生データや実験ノート、実験試料の不存在など、存在すべき基本的な要素の不足により証拠を示せない場合は不正行為とみなされるということによいか。」（「4.-(3)-4 不正行為の有無の認定」研究活動の不正行為に関する特別委員会 前掲注(70)）

(89) 「研究活動の不正行為に関する特別委員会（第 2 回）議事要旨」2006.4.7. 文部科学省ウェブサイト <http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gijyutu/gijyutu12/gijigaiyou/1334694.htm>

(90) 研究活動の不正行為に関する特別委員会 前掲注(57)

(91) 研究活動の不正行為に関する特別委員会「資料 3 「研究活動の不正行為への対応のガイドラインについて—研究活動の不正行為に関する特別委員会報告書（案）—」に対する意見募集の結果」前掲注(27)

究者の自律的コミュニティとしての性格を有しているから、このような規範的な論理によって研究不正の認定を自律的に行うことが可能である。

実は、多比良・川崎データ捏造事件において、理研や産総研が採用した研究不正認定の考え方はこの論理に基づいている。研究不正を直接証明できない場合でも、研究所の研究者コミュニティが自ら定めた行動規範や憲章、宣言など、研究者コミュニティとしての性格を有する研究所が自律的に定めた規範に背馳する行為があれば、研究者コミュニティの成員としての責任を果たしていないことになり、処罰の対象となりうる。研究記録がないことで研究不正の疑いを晴らせないのは、そもそも行動規範に反しているのであり、そのことにより研究不正を強く推定されても、原則として反証は許されない、という論理である。これが「みなし規定」につながる。

ただし、このような研究者倫理もしくは行動規範に基づく論理は、研究者コミュニティの内部で成立する論理であり、そのような行動規範が制定されていない機関では、この論理を適用することができない。そこで、文科省 2006 指針は、ガイドラインの枠外であるが、行動規範や研究記録の保存に関する規則の制定を要請しているわけである⁽⁹²⁾。つまり、研究記録の保存に関する行動規範と研究不正の認定手続における「みなし規定」を定める規程は、両者が揃うことで効力を発することになる。これを「研究不正認定の規範論アプローチ」と呼ぼう。

(ii) 研究不正認定の手続論アプローチ

研究不正認定の規範論アプローチには弱点が

ある。故意性の認定の根拠が明確にならない点である。日本の研究不正規律の多くは、故意性の認定について明確な基準を定めていない。あくまでも調査委員会の自由心証に委ねるという考え方である⁽⁹³⁾。さらに、各機関が行動規範や研究者の倫理規程をどう作るかによっても、研究不正の認定結果が違ってくる可能性がある。研究分野や機関の特性に配慮することは必要だが、それによって公平性を失うリスクも受け入れなければならない⁽⁹⁴⁾。

本稿上編で述べたように、米国では OSTP2000 連邦規律以降は、研究記録の不存在は研究不正の定義に当てはまることを理由に研究不正として認定され、しかも故意性の認定の根拠にもなる⁽⁹⁵⁾。研究者倫理や行動規範に頼る必要のない、単純明快な論理である。これを「研究不正認定の手続論アプローチ」と呼ぼう。この論理は PHS2005 規律の制定時に、明確に解説されていたので、文科省 2006 指針の検討に際して、この解説を参照することは可能であったと思われるが、議事要旨を見る限り参照した気配はない。

文科省 2006 指針の検討に際して、PHS2005 規律を参照しなかったのか、参照してもその枠組みをあえて選択しなかったのかは、議事要旨等の資料からは判明しない。一方で、日本の文科省 2006 指針に準拠した研究不正規律に、米国流の枠組みを単純に適用することができないことも明白である。なぜならば、研究不正の定義そのものが異なるからである。米国の定義では、研究の申請から研究成果の報告まですべての研究段階における FFP を研究不正と定義しているから、研究実行中の研究記録の改変や省

⁽⁹²⁾ 文部科学省科学技術・学術審議会研究活動の不正行為に関する特別委員会 前掲注(20), p.9.

⁽⁹³⁾ 東北大 2013 規程は、研究記録の不存在を故意性の有力な証拠と規定している。ただし、その理由は明示されていない。

⁽⁹⁴⁾ 例えば、複数機関の研究者が参加する共同研究の場合、ある機関は研究記録の保存に関して行動規範ないしは機関の規則で規定していても、別の機関はそうでない場合がありうる。また、研究記録の保存を規定していても、保存期間が一致しない場合もありうる。このような場合、同一の研究不正事案について、研究者の所属機関によって研究不正の認定結果が異なる可能性を排除できない。

⁽⁹⁵⁾ 小林 前掲注(3), pp.43-44.

略は定義により改ざんとなるのである。しかし、文科省 2006 指針の研究不正の定義では、研究成果の発表段階における FFP を研究不正としているのであり、前述のように、研究実施中の研究記録の改変や省略は、改ざんではあっても研究不正ではないのである。

(iii) 日本の研究不正認定の問題点

日米で研究不正の定義が大きく異なっている結果、研究不正の証明方法も異なってくる。日本の多くの研究不正規律の下では、研究記録の不存在そのものは研究不正ではないし、研究不正であることの合理的根拠もない。そこで根拠とされるのが、研究者倫理や行動規範であり、研究不正認定の規範論アプローチである。研究不正の認定が、研究者の倫理観や行動規範に左右されることは研究不正認定の公平性を欠く結果となりうる。それだけでなく、部外者も固有の倫理観に基づいて研究不正認定のあり方を批判できることになるから、事案によっては研究不正の認定が批判の嵐を呼び、収拾がつかなくなる可能性もある。

以上のように、日本の研究不正規律では、研究記録の不存在は多くの場合、「みなし規定」により、研究不正の認定が可能になり、何も根拠がない場合に比べると、迅速で明白な研究不正調査、認定を可能にする。「みなし規定」はこの点で優れた「知恵」だが、それを成立させる根拠は研究者の倫理観である。それ自体は理想主義的であり、決して悪いことではないが、倫理観次第で研究不正認定の足元をすくわれる危険性を内包したものであることを自覚しなければならない。

文科省 2006 指針の策定時の議事概要で頻繁にみられるのは、良心的な研究者を不当にも研

究不正を疑われる事態の頻発からいかにして守るかという観点である⁽⁹⁶⁾。このことが、研究不正を発表された研究成果の中の FFP に限定することや、後述するように研究不正の告発を抑制することなど、ある意味では過剰防衛的な研究不正規律の構築につながった。こうした防衛的姿勢が研究不正認定の規範論アプローチに結びついている面もある。研究不正規律に防衛的な姿勢が本当に必要であったのかは多分に疑問がある。もっとも、机上の論理だけで研究不正規律を改正しても、研究者コミュニティに受容されなければ実効性はない。日本でも、2005 年以来、研究不正の調査や認定の経験を積んできた。あるいは、文科省 2014 指針案ではフォローアップ⁽⁹⁷⁾も予定されている。そのような分析を通じて、エビデンスに基づく、説得力のある研究不正規律の見直しが、今後の課題となるろう。

(4) 文科省 2014 指針案における研究記録保存義務の論理

(i) 研究記録の保存の位置付け

文科省 2014 指針案は研究記録の保存をどのように扱っているだろうか。案をみる限り、研究不正認定の規範的アプローチを見直すのではなく、むしろそれをさらに突き進める方向に進もうとしているようである。

文科省 2014 指針案は、「みなし規定」、研究記録保存義務ともに基本的には文科省 2006 指針を踏襲している。ただし、後者の位置付けに関しては、極めて重要な変化がある。文科省 2014 指針案の第 2 節では研究不正の事前防止のための取組が整理されているが、その中で研究記録に関して規定している⁽⁹⁸⁾。そこでは、

⁽⁹⁶⁾ 議事要旨には、「本来問題のない研究が妨げられる」、「神聖な学問に取り組んでいる人を陥れようという行為」などと言った表現も登場する。また、告発の乱用を防ぐために「脅しをかけておく」などの表現も見られる。この種の防衛的な発言は複数回の委員会の議事要旨にみられる。

⁽⁹⁷⁾ 「文部科学省は、有識者による検討の場を設け、本ガイドラインの実施等に関してフォローアップするとともに、必要に応じてガイドラインの見直し等を行う。」（「第 5 節-1 研究活動における不正行為への継続的な対応」文部科学省 前掲注(42), p.23.)

研究記録の保存だけでなく開示も義務付けている。これは新しい考え方であり目立っているが、それ以上に重要な変化がある。

文科省 2006 指針は研究記録保存義務をガイドラインの中では規定せず、ガイドラインの外側（報告書前半の解説部分）で、機関に「作法」を徹底することを要請するという位置付けであった。あくまでも行動規範を定めるのは、研究者コミュニティとしての研究機関や大学であり、その中に研究記録保存義務を作法の一つとして位置付けてほしいという要請⁽⁹⁹⁾である。行動規範が研究者コミュニティの自律性に基づく規範であるという点からは当然の位置付けである。これが研究不正認定の規範的アプローチの核心でもある。

(ii) 「ガイドライン」化の意味するもの

これに対し、文科省 2014 指針案は、その全体が文部科学大臣決定で定められるガイドラインである。文科省 2006 指針は、それ自体はあくまでも審議会の報告であり行政的なルールではなく、単に各機関が研究不正規律を策定する際に参照すべきガイドラインであった。しかし、この間の研究不正事件を踏まえ、文科省 2014 指針案は、状況次第では文科省自身も研究不正が認定された研究機関への措置（間接経費の削減等）を講じうることを定めた。文科省 2014 指針案は審議会が示す指針ではなく、行政上の

ルールとなったのである。文科省 2006 指針も文科省 2014 指針案も、同じガイドラインという名称だが、その位置付けは大きく異なる。

文科省 2014 指針案は全体がガイドラインであり、「研究活動の不正行為に関する基本的考え方」、「不正行為の事前防止のための取組」はガイドラインの第 1 節、第 2 節に位置付けられている。つまり、「第 2 節 不正行為の事前防止のための取組」の研究記録保存義務について解説した箇所は、もはや研究者コミュニティが自主的に定める行動規範に関する記述ではない。文部科学大臣決定に則して制定することを実質上義務付ける規定である。したがって今後は、研究記録の不存在は、機関の研究記録保存義務規定に対する違反行為として、研究不正の認定を受ける形になると思われる。

この変化は、研究記録の保存が、研究者の行動規範における義務的行為から、文科省の指針に則して機関によって定められる義務的行為へと変質したと解釈することができる⁽¹⁰⁰⁾。これにより、研究不正認定の規範的アプローチの曖昧性や機関ごとに対応に違いが生じうる不公平を排除し、共通性の高いルールが形成されると期待される。いわば、「研究不正認定の共通規定アプローチ」である。

もっとも、「故意による研究データの破棄や不適切な管理による紛失は、責任ある研究行為

98) 「研究成果の発表とは、研究活動によって得られた成果を、客観的で検証可能なデータ・資料を提示しつつ、科学コミュニティに向かって公開し、その内容について吟味・批判を受けることである。したがって、故意による研究データの破棄や不適切な管理による紛失は、責任ある研究行為とは言えず、決して許されない。…（中略）…このことから、研究機関において、研究者に対して一定期間研究データを保存し、必要な場合に開示することを義務付ける旨の規程を設け、その適切なかつ実効性のある運用を行うことが必要である。」（第 2 節-1-(2)研究機関における一定期間の研究データの保存・開示」同上, p.8.)

99) 研究活動の不正行為に関する特別委員会（第 3 回）の配布資料は、前文で「行政は、この《品質管理》が正しく行われることを重大な関心をもって見守りつつ、健全な研究活動への支援を送っていくべき立場にある。」とし、2 番目の原則として「2 上述の本質に即して考えれば、「不正行為」に関する調査・認定、及びその結果に基づく不利益処分等の措置は、被疑研究者が属する研究機関、又は研究者コミュニティー組織・機関の責任において自立的・自律的に行うべきものである。行政は関与すべきではない。」としている（研究活動の不正行為に関する特別委員会 前掲注56）。したがって、行政は研究記録保存義務を各機関の行動規範や規則に定めることを命じるなど、直接的に関与することはない。

100) 文科省 2014 指針案は「今後は、研究者自身や科学コミュニティの自律を基本としながらも、研究機関が責任を持って不正行為の防止に関わることにより、不正行為が起こりにくい環境がつけられるよう対応の強化を図る」（文部科学省 前掲注42, p.5）と、自律的対応から機関の責任としての対応へ重点を移すことを明記している。

とは言えず、決して許されない。」⁽¹⁰¹⁾と理由を述べている。また、直前の研究倫理教育に関する記述において「研究倫理教育の実施に当たっては、研究者の基本的責任、研究活動に対する姿勢などの研究者の行動規範のみならず、研究分野の特性に応じ、例えば、研究データとなる実験・観察ノート等の記録媒体の作成（方法等を含む）・保管や実験試料・試薬の保存、論文作成の際の各研究者間における役割分担・責任関係の明確化など、研究活動に関して守るべき作法についての知識や技術を研究者等に修得・習熟させることが必要である。」⁽¹⁰²⁾と研究記録の保存を作法として、研究倫理教育と結び付けている。これらのことからわかるように、研究記録保存義務を単純に規則として規定するというよりは、多分に規範的な理由を根拠として規定しようとしている。そうだとすると、新しいガイドラインは、本来自律的な行動指針として定められるべき研究記録保存義務を、機関の規程に位置付けることを機関に「強く求める」⁽¹⁰³⁾ものだということになる。

(iii) 「ガイドライン」化の問題点

これは、研究者コミュニティの自律性へ行政が干渉することを意味する。もちろん、機関の研究活動のほとんどが国民の税金によって賄わ

れている現実や生命倫理等の問題を考えれば、「学問の自由」の原則を単純に適用して、行政による介入を否定することは現実的でない⁽¹⁰⁴⁾。しかし、学問の自由が憲法で保障されている以上、研究者コミュニティの自律性の領分に行政が踏み込むことについては謙虚さが必要である。

また、同じ効力を別の論理で実現できるのならば、安易に規範論を根拠とすることは好ましくない。米国連邦機関の研究不正規律の枠組みを導入すれば、研究不正の定義などを変更する必要があるとはいえ、研究不正認定の手續論アプローチで研究記録保存義務を合理化することは十分に可能であり、あえて研究者コミュニティの自律性の領分に行政が介入する必要性はない。文科省 2006 指針の検討の時代とは異なり、今日我々は米国の研究不正規律の枠組みを十分に参照できる。ほかに選択肢があるのに、あえて研究者コミュニティの自律性の領分に行政が踏み込む形にルールを変更するのであれば、その根拠や正当性を丁寧に説明する方がよいだろう⁽¹⁰⁵⁾。

(5) 研究記録の保存期間と告発の期限

研究記録に関するもう一つの論点として、保存期間の問題を取り上げる。米国の PHS2005

⁽¹⁰¹⁾ 同上, p.8. なお、「責任ある研究行為」は文科省 2014 指針案ではこの箇所にしか登場しない、説明なく用いられている概念である。

⁽¹⁰²⁾ 「第 2 節-1-(1)研究倫理教育の実施による研究者倫理の向上」 同上, p.7.

⁽¹⁰³⁾ 「本ガイドラインに沿って、研究機関においては、研究活動の不正行為に対応する適切な仕組みを整えること…（中略）…等により、研究活動における不正行為への対応等について実効ある取組が一層推進されることを強く求めるものである。」（「はじめに」 同上, p.2.）

⁽¹⁰⁴⁾ （広義の）研究倫理と学問の自由との関係に関しては、特に生命倫理に関わる規制は、人間の尊厳の尊重、公共の福祉、安全性等の観点から、研究活動の自由に対する外的制約として許容されている。例えば、「ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律」（平成 12 年法律第 146 号）のような法律による規制や、「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」（平成 25 年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第 1 号）のような行政指導的規制が存在している。

⁽¹⁰⁵⁾ 文科省 2014 指針案を検討した「研究活動の不正行為への対応のガイドライン」の見直し・運用改善等に関する協力者会議」の配布資料や議事概要からは、新しいガイドラインが研究者コミュニティの自律性の領分に行政が踏み込もうとする理由は明確でない。当初は「研究活動における不正行為は科学そのものに対する背信行為であり、まずは、研究者自らの規律や大学等の各研究機関、研究者コミュニティの自律に基づく自浄作用として対応すべきであるとの基本姿勢…（中略）…については現行ガイドラインを踏襲」（「研究活動の不正行為への対応のガイドライン」の見直し・運用改善等に関する協力者会議 前掲注(41)）と、研究者コミュニティの自律性を尊重することを明記していた。

規律は、告発の期限⁽¹⁰⁶⁾を原則6年という具体的な基準 (§93.105a)として示し、また例外規定 (§93.105b)を定めることを通じて、研究記録の保存期間を実質的に規定している⁽¹⁰⁷⁾。日本でも文科省2006指針は、研究記録の保存期間について言及している。文科省2006指針は、研究不正が疑われる研究の公表時点から告発までの期間が研究記録の各研究分野の特性に応じた合理的な保存期間を超えるか否か、あるいは被告発者が所属する研究機関が定める保存期間を超えるか否かなどについて予備調査を行うことを規定している⁽¹⁰⁸⁾。これは、研究記録の保存期間として定められた期間を過ぎる場合は調査可能性が小さくなるので、その場合には予備調査において、本調査を開始しない決定ができることを示している。この規定により、研究記録の保管期間が実質的な告発の期限を定めることになる。

(i) 日本における保存期間の規定

文科省2006指針の制定過程では、「時効」の言葉も用いながら、研究記録の保存期間として具体的な数字を示すかが議論されたが、分野によって研究記録の保存に関する考え方が異なるためガイドラインの中に特定の数字を書くことはできないと説明された⁽¹⁰⁹⁾。最終的に、数字を明記しないことになり、「各研究分野の特性に応じた合理的な保存期間、あるいは被告発者が所属する研究機関が定める保存期間」とだけ示し、その判断は調査委員会の自由心証に委ねる方式を採用した。文科省2006指針を受けた厚労省2007指針、経産省2007指針、さらに文

科省2014指針案も、同様の規定を設けている。

個別の機関の規程はどうかというと、東北大学の「研究活動における不正行為への対応ガイドライン」⁽¹¹⁰⁾(以下「東北大2007規程」という。)では、機関の定める保存期間についての言及はなく、単に「各研究分野の特性に応じた合理的な保存期間」だけ示されている。つまり、機関としては期限を設けず、各分野の判断に任せた形である。しかし、東北大2013規程は、東北大2007規程と同様に、被告発者の証明責任の例外として「各研究分野の特性に応じた合理的な保存期間」を定めるほか、「当該告発に係る研究論文等の発表日(未発表の研究の場合は、当該告発において不正行為であると指摘する行為があったと想定される日)から起算して原則として5年以上経過し、かつ、調査を実施することが困難である場合」には告発を受理しないことができると、実質的な告発の期限を具体的な数字で示している⁽¹¹¹⁾。東北大2013規程は研究記録の保存期間については明示していないが、告発の期限に関する規定が間接的に研究記録の実質的な保存期間を5年と規定することになる⁽¹¹²⁾。

(ii) 米国PHS2005規律との比較から見える課題

前出のように米国のPHS2005規律 (§93.105a)は告発の期限を明確に6年と規定している。機関の裁量に委ねるのではなく、原則を規定することで、機関間の公平性を確保しようとしている。これに対して日本の場合は、告発の期限の判定を研究分野の特性や調査委員会の自由心証に委ねている。すでに日本でも研究不正の認定の経験を積んできたので、このような枠組みで

⁽¹⁰⁶⁾ いわば「告発の時効」である。厳密には法的な意味での時効とは異なるが、研究不正をめぐる議論の中では、しばしば時効と表現されることがある。

⁽¹⁰⁷⁾ 小林 前掲注(3), pp.44-45.

⁽¹⁰⁸⁾ 「IV-2-(1)予備調査, ①」文部科学省科学技術・学術審議会研究活動の不正行為に関する特別委員会 前掲注(20), p.16.

⁽¹⁰⁹⁾ 「研究活動の不正行為に関する特別委員会(第3回) 議事要旨」前掲注(58)

⁽¹¹⁰⁾ 東北大学「研究活動における不正行為への対応ガイドライン」2007.3.1. <http://www.bureau.tohoku.ac.jp/kenkyo/fb/guideline_old.pdf>

⁽¹¹¹⁾ 「6-(2)審査委員会, ③」東北大学 前掲注(47)

⁽¹¹²⁾ 告発の期限の数字を明示している研究不正規律は、東北大2013規程以外にも存在している。

公平性を保証できるのか、検証する必要があるだろう。

PHS2005 規律は、告発の期限の例外 (§ 93.105b) も明確に示している。すなわち、連続利用の例外、公衆の健康や安全に関する例外、要件適用免除の3条件である。日本においても、このような例外を明示しなくてよいのか、検討の余地がある。連続利用の例外は、研究不正を疑われた研究記録について、その後も続けて利用して成果を発表したり、あるいは研究不正を含む研究成果を引用したりする場合は、もともなった研究不正が6年を超えても遡及できるという主旨である。

これが特に有効なケースは、例えば捏造や改ざんを含む論文を引用して、それに基づき研究計画を立案し、研究費の申請を行う場合であろう。これはある種の詐欺であり、厳密に言えば不法行為を問える。ただし、この例外規定がなければ、研究申請の審査段階で、研究計画の根拠として引用された論文に研究不正が発覚した場合、それが6年以上前に発表されたものであれば、当該論文の研究不正は規定上、研究不正として認定できない。つまり、研究申請の詐欺性は明らかでも、詐欺性の根拠である論文の研究不正は認定できず、したがって研究申請の研究不正も認定できないという奇妙な状況に陥る。このような事態を避ける上で、連続利用の例外は有効であろう⁽¹¹³⁾。

(iii) 保存期間の例外について

公衆の健康や安全に関する例外については、

早急に検討する必要があるだろう。「疫学研究に関する倫理指針」と「臨床研究に関する倫理指針」の統合作業が進められ、2014年8月9日には「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」(案) (以下「文科・厚労2014指針案」という。) のパブリックコメントの募集が始められた⁽¹¹⁴⁾。この中でも、研究不正に関する検討が行われ、その結果研究記録の保存に関する規定⁽¹¹⁵⁾が策定された。

「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」は、臨床研究、臨床試験、治験などを対象とする羈束性の強い指針であり、研究倫理審査体制が整備されている機関で、この規定を無視した研究を実施することは考えにくい。そのため、この倫理指針が施行された後は、当該分野の研究記録の保存期間は実質的に、この規定が定める「当該研究の終了について報告された日から5年を経過した日又は当該研究の結果の最終の公表について報告された日から3年を経過した日のいずれか遅い日までの期間」、すなわち「研究終了から5年、論文発表から3年」になる可能性が高い。「可能な限り長期間」と規定されているとはいえ、告発の期限の判断では義務的に明示されている最低期間を適用することになるだろう。

(iv) 文科・厚労2014指針案の問題

このことの第1の問題点は、本倫理指針の羈束性が高いこと、ほかにこれほど明確に研究記録の保存期間を規定する公的規律がないことなどから、実質的には医学系にとどまらず、すべ

⁽¹¹³⁾ 日本の多くの研究不正規律は、そもそも研究申請時の不正行為を研究不正の定義に含んでいない。そのような研究不正規律の下では、連続利用の例外規定が存在しても、研究計画の根拠に研究不正を含む研究申請を研究不正として問えない。

⁽¹¹⁴⁾ 小林 前掲注(3), p.34.

⁽¹¹⁵⁾ 「(5)研究機関の長は、当該研究機関の情報等について、可能な限り長期間保管されるよう努めなければならない、侵襲（軽微な侵襲を除く。）を伴う研究であって介入を伴うものを実施する場合には、少なくとも、当該研究の終了について報告された日から5年を経過した日又は当該研究の結果の最終の公表について報告された日から3年を経過した日のいずれか遅い日までの期間、適切に保管されるよう必要な監督を行わなければならない。また、連結可能匿名化された情報について、当該研究機関が対応表を保有する場合には、対応表の保管においても同様とする。」（「第8章 - 第19 研究に係る試料及び情報等の保管、(5)」文部科学省・厚生労働省「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針（案）」2014.8.9, p.63. 電子政府の総合窓口パブリックコメントウェブサイト <<http://search.e-gov.go.jp/servlet/PcmFileDownload?seqNo=0000116412>>）

ての研究分野で同じ研究記録の保存期間が最低ラインとして適用される可能性が高いことである。文科・厚労 2014 指針案の策定過程で、文科省 2014 指針案とどのような調整が図られたのかは具体的にはわからない⁽¹¹⁶⁾が、研究不正規律と十分に調整することなく、このような数字を決めることは拙速ではないかという危惧が残る。

第 2 の問題点は、「研究終了から 5 年、論文発表から 3 年」の妥当性である。議事録をみても、カルテの保存期間が 5 年と決められているからそれとの兼ね合いで考える⁽¹¹⁷⁾といった、研究不正の認定手続とは別の論理で曖昧に説明されている。実際のところ、カルテの保存期間は 5 年⁽¹¹⁸⁾であり、治験の記録の保存期間は 3 年⁽¹¹⁹⁾である。医学系研究では、従来は個人情報の保護の観点もあり、一定期間を過ぎたら記録を「廃棄」する「作法」があったので、文科・厚労 2014 指針案がそれとは逆に「保管」の方針を打ち出したことは、極めて大きい変化である。そうだとすると、この期間は研究不正の認定手続上、妥当な期間なのかは、わからない。

おそらく論理的に追究しても答えは出ないであろうから、過去及び将来の研究不正の調査・認定の実績等を分析し、妥当な期間を検討することが望まれる。また、米国との違いも気になる点である。米国の最低 6 年の告発の期限、さらに公衆の健康や安全に関する例外を考慮すると、期限が 6 年より長くなる可能性のある規定と比べて、「研究終了から 5 年、論文発表から 3 年」は明らかに短い。この点に関しては、医療制度の違いがあるので、簡単には判断できないが、研究活動が国際化している時代だけに、PHS2005 規律との調整を検討する必要があるだろう。

5 告発、告発者に関する論点

(1) 現状と特徴

告発に対する抑制的な規定も、日本の研究不正規律の顕著な特徴である。文科省 2006 指針はあらゆるコミュニケーション手段を用いた告発を受容している⁽¹²⁰⁾。ただし、告発は顕名で、かつ不正行為の内容やその科学的合理的理由の提示を要件としている⁽¹²¹⁾。告発において不正

⁽¹¹⁶⁾ 「疫学研究に関する倫理指針及び臨床研究に関する倫理指針の見直しに係る合同会議」第 9 回会議（2014.2.26）で文科省の安全対策官は文科省における研究不正ガイドラインの改定の動きを「今回の統合指針の第 8 章におきまして、医薬品等に関する一定の研究については、研究データの保存の期間を 5 年と定めておりましたが、そのほかの今回の指針の対象となる研究におきましても、文部科学省の不正行為対応のガイドラインに基づき、適切に対応することが求められるということになります。今後この報告書を踏まえてガイドラインを改正して、来年度からの適用を目指して現在準備中です。」と紹介した（「疫学研究に関する倫理指針及び臨床研究に関する倫理指針の見直しに係る合同会議（第 9 回）議事録」2014.2.26. 文部科学省ウェブサイト <http://www.lifescience.mext.go.jp/files/pdf/n1297_r.pdf>）。しかし、研究記録保管期間を明示した文科・厚労 2014 指針案が、期限を明示しない研究不正ガイドラインとどのように関係付けられるのかはわからない。また「研究記録の開示」との関係も不明である。

⁽¹¹⁷⁾ 「大体悪いことは 10 年後に起きるといふ。やはり 10 年は最低限。ただ、その期間保存すると、結構経費がかかることでもあるので、どこまで切るかというのは難しいのですが、医療法などのカルテの保存期間というのは 5 年なので、それとの兼ね合いもあるのかもしれないです。こういう臨床研究、特に臨床試験の所だと思ふのですが、それは結構長い方がいいのかなとは思っています。」（「疫学研究に関する倫理指針及び臨床研究に関する倫理指針の見直しに係る合同会議（第 8 回）議事録」2013.12.13. 文部科学省ウェブサイト <http://www.lifescience.mext.go.jp/files/pdf/n1259_r.pdf>）との発言があった。必ずしも根拠があるわけではないが、医学分野の相場観を反映しているとみられる。

⁽¹¹⁸⁾ 「医師法」（昭和 23 年法律第 201 号）第 24 条第 2 項

⁽¹¹⁹⁾ 「医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令」（平成 9 年厚生省令第 28 号）第 41 条第 2 項

⁽¹²⁰⁾ 「Ⅲ-1 告発等の受付体制, ③」文部科学省科学技術・学術審議会研究活動の不正行為に関する特別委員会 前掲注⁽²⁰⁾, p.14.

⁽¹²¹⁾ 「Ⅲ-2 告発等の取扱い, ②」同上

とする科学的合理的理由を示すことが、悪意に基づく告発を防止するためのものであることを明記し、さらに悪意に基づく告発に対しては氏名の公表、懲戒処分や刑事告発があるとの警告を明記している⁽¹²²⁾。PHS2005 規律が匿名を含め、誠実な告発であれば告発を柔軟に受け付けていることと比べて、告発に対して非常に厳しい条件を課していると言える。「研究活動の不正行為に関する特別委員会」では、良心的な研究者が告発の乱発で不当にも研究不正を疑われ研究活動に支障が出るような事態の頻発を恐れ、良心的な研究者を告発から守ることに関心があつたようである。そのため、告発に関しても、正しい告発を促進する議論よりも、悪意の告発をいかに抑制するかに議論が集中した面がある⁽¹²³⁾。

このように告発に対して慎重な姿勢を取り続けた背景としては、当時施行されようとしていた「公益通報者保護法」（平成 16 年法律第 122 号、2004 年 6 月 18 日公布、2006 年 4 月 1 日施行）の存在があつたと思われる⁽¹²⁴⁾。日本の公益通報制度は、生命身体の保護、消費者の保護、環境保全、公正な競争の確保などに関わる法令違反について、労働者が、基本的にはその所属企業等へ内部通報する制度である。監督官庁やマスメディア・消費者団体等への通報も可能であるが、通報すべき事実が生じている、又は生じようとしていることの相当の理由、内部通報をすれば解雇その他の不利益な取扱いを受けるおそれや証拠隠滅のおそれがあることなど相当の理由が必要とされる。あくまでも、労働者が所属する機関に法令違反について内部通報することを基本

とする制度であり、また、労働者保護を目的とした法律であるので、取引業者や他の機関の労働者による告発は公益通報には当たらない。

一方、研究不正の告発は本来、法令違反を対象とするものではないし、機関に所属する教職員でなければ告発できないというものでもない。過去の例からもわかるように、学協会や学術雑誌の編集者から機関への調査依頼が実質的に告発の役割を果たしている例も多い。このように公益通報制度と研究不正の告発はまったく性質が異なるものである。両者に共通しているのは、企業（機関）の側が悪意に基づく内部告発（内部通報）の乱発を怖れていたことくらいである。たしかに、「研究活動の不正行為に関する特別委員会」が検討を開始したのは 2006 年の公益通報者保護法の施行直前であつたため、公益通報制度に関する議論の類推から、研究不正の告発と内部通報制度の調和を図るといった議論が行われた可能性がある。こうして米国に比べると格段に防衛的な告発に関するルールが文科省 2006 指針で規定され、その後の研究不正規律にも同様の規定が広まったのである。この規定は文科省 2014 指針案にも引き継がれている。⁽¹²⁵⁾

告発にこれだけ厳しい制約を課している一方で、文科省 2006 指針は、「匿名による告発があつた場合、研究機関等は告発の内容に応じ、顕名の告発があつた場合に準じた取扱いをすることができる。」「報道や学会等の研究者コミュニティにより不正行為の疑いが指摘された場合は、不正行為を指摘された者が所属する機関に匿名の告発があつた場合に準じて取扱うものと

⁽¹²²⁾ 「Ⅲ-3 告発者・被告発者の取扱い、④」同上、p.15. なお、悪意は「被告発者を陥れるため、あるいは被告発者が行う研究を妨害するためなど、専ら被告発者に何らかの損害を与えることや被告発者が所属する機関・組織等に不利益を与えることを目的とする意思。」と定義されている。

⁽¹²³⁾ 告発に厳しい条件を課し、処罰の可能性を明示する一連の規定については、告発の乱発に対する抑止効果を狙つたものであることが明言されている。（「研究活動の不正行為に関する特別委員会（第 7 回）議事要旨」前掲注⁽³²⁾）

⁽¹²⁴⁾ 「今、内部告発的なことが問題になっていて、各大学等で公益通報者の保護について整備を始めている。公益通報制度との一部オーバーラップと言うのがあり得るか、考える必要があるのではないか。」と公益通報者保護法との関連について言及している。（「研究活動の不正行為に関する特別委員会（第 1 回）議事要旨」2006.3.17. 文部科学省ウェブサイト <http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gijyutu/gijyutu12/gijigaiyou/1334693.htm>）

する。」と、匿名の告発や、報道や学会等の指摘に関しても、受け付ける余地を残している⁽¹²⁶⁾。文科省 2014 指針案ではさらに、インターネット上に研究不正の疑いが掲載されている場合も、同様に扱うことを明記した⁽¹²⁷⁾。必ず受け付けるとは定めていないので、機関が匿名であることを理由に拒否（無視）することも可能であるが、特に外部から公開の指摘があった場合などは、現実的には門前払いで予備調査もしないことは難しいであろう。

(2) 告発、告発者をめぐって

顕名による告発に対して極めて厳しい条件を課すことを要求する規定は本当に必要なのだろうか。第 1 に、匿名の告発や報道や学会等の指摘を実質上受け付けている中で、顕名の告発にのみ極めて厳しい条件を課すことに実効性があるのか疑問である。第 2 に、告発の段階で「不

正行為を行ったとする研究者・グループ、不正行為の態様等、事案の内容」、「不正とする科学的合理的理由」を明示させるとするのは、顕名の告発者に高い証明力の証拠を要求することになる。一方で、研究不正の本調査においては、機関には証明責任はなく、被告発者に証明責任を負わせている。これでは、告発者と被告発者が証拠をめぐる直接対峙し、調査委員会が裁定するという構図になってしまう。この構図は合理的なのだろうか⁽¹²⁸⁾。証明責任の分配を見直すか、もし現状の証明責任の分配が合理的であると考えるのであれば、その理由を丁寧に示すべきだろう。

第 3 は、現実的に、悪意のある告発をそこまで警戒する必要があるのか、という点である。公益通報者保護法が施行された後、内部通報、特に悪意に基づく内部通報が押し寄せたかと言うと、そのようなニュースは聞かない。また、

(125) 東北大 2007 規程は文科省 2006 指針よりもさらに制限的な規程を設けた。すなわち「② 本学に所属する研究者による研究活動の不正行為を発見したり不正行為が存在するという強い疑惑を抱いた者は、①に定めた通報窓口にご相談あるいは告発する。相談は書面、電話、FAX、電子メール、面談等により、匿名によっても、行うことができるが、告発については不正とする科学的合理的理由が示されている証拠を添えて書面により行う。なお、相談及び告発は、本学構成員に限らず行うことができる。」（「4-(1) 告発等の受付窓口」東北大学 前掲注(110)）とし、研究不正が存在することの「強い疑惑」が条件となり、基本的に匿名での告発は認められていない。なお、悪意に基づく告発への制裁措置に関しては、厚労省 2007 指針は、刑事告発を規定していない。経産省 2007 指針は、氏名の公表、懲戒処分、刑事告発のいずれも規定していない。理研 2012 規程は、氏名の公表のみ規定している。

(126) 「Ⅲ-2 告発等の取扱い」文部科学省科学技術・学術審議会研究活動の不正行為に関する特別委員会 前掲注(20), p.14.

(127) 「第 3 節-3-3-4 告発の受付によらないものの取扱い, ③」文部科学省 前掲注(42), p.14.

(128) 研究不正では「告発者」と表現するが、告発者は民事訴訟の原告とは異なる。研究不正において告発者は、必ずしも研究不正事案の当事者ではない。端的な例は匿名で研究不正を告発する場合である。匿名の告発者は、必ずしも研究不正の認定によって経済的・社会的利益を得る、逆に不利益を解消するなど、現状変更により何らかの利益を得る立場にはない。このように、研究不正の認定により何ら利益を得ない者であっても告発は可能である。また、匿名である以上、調査や弁論等の場において、自らの告発の内容を証明する義務を課すこともできない。告発者の役割は、被告発者が所属する機関が研究不正事案の予備調査、本調査を開始する契機を与えることである。研究不正の調査を実施する責任は機関にあり、機関は告発内容を吟味して、適当であれば研究不正事案を予備調査、さらには本調査にけることになる。本調査で審査を担う調査委員会は機関により設置されるが、一定の調査権限を機関から付与される。さらに、調査委員会は当該研究分野の研究者であって当該調査機関に属さない者を含むことが要請されている。このようにして設置される調査委員会は、機関、被告発者の双方から一定の独立性と中立性を有する審査組織として振舞うことが期待される。機関は、調査委員会に対して調査や認定を請求する、いわば原告の立場にあり、審査委員会の認定に基づき被告発者に懲戒処分その他の措置を講じる。一般の民事訴訟では、権利関係の発生、変更、消滅等の法律効果を主張する者（通常は原告）が証明責任を負う。これに倣えば、機関が研究不正の証明責任を負うと考えるのが自然である。研究不正規律が機関ではなく、被告発者に証明責任を負わずことを定めているとしても、当事者でもなく、何の利益も得られない可能性の高い顕名の告発者にのみ、過大な責任を負わずに合理性があるのか疑問の余地がある。

消費者庁が実施した調査でも、内部通報をしたことのある者は非常に少ない⁽¹²⁹⁾。この経験に鑑みれば、研究不正に関しても告発者に対する厳しい制約は過剰に防衛的なのではないかという類推も成り立つ。本稿は直ちに防衛的な条件を廃止すべきだと主張するものではない。エビデンスに基づいて、実効性の観点から防衛的なルールが本当に必要なかを検証することを期待したい。

IV 研究不正規律に関する課題と展望

1 課題と論点についてのまとめ

日米の研究不正規律を対照しながら、いくつかの論点について検討してきた。論点は多数存在するが、本稿では、研究不正の定義や調査・認定手続など、初歩的論点に限定して議論を進めてきた。その結果、以下のような課題や疑問点が浮かび上がった。

- ①研究不正の定義：日本の研究不正規律における研究不正の定義は現状のままでよいのか。特に、研究不正の対象とする研究の段階を研究成果の発表に限定することは妥当か。
- ②研究不正の故意性の認定：研究不正の故意性の認定の基準が明確でない。
- ③再実験：研究不正の調査方法として再実験を位置付けることは有効なのか。
- ④証明責任、証明力：告発者と被告発者に偏る証明責任の分配は妥当か。証明力の判断を完全に調査委員会に委ねることは妥当か。
- ⑤研究記録：研究記録の保存の根拠を研究者の倫理観や行動規範に求めることは妥当

か。研究記録の保存は、研究不正の定義、故意性の認定の問題と関連させて検討する必要がある。

- ⑥研究記録の保存期間（告発の期限）：研究記録を研究不正の認定の重要な証拠として扱う場合は、ある程度共通の保存期間を定めるべきではないのか。このことは、告発の期限とも関連する。
- ⑦告発の扱い：告発の厳しい要件は必要か。告発者に必要以上の責任を負わせていないか。

これらの論点は別々のものというよりは、相互に関連している。研究者の保護を重視する立場に立てば、研究不正の範囲を限定し、告発に対して抑止的に対処することになり、結果的に研究者の倫理や行動規範に頼らざるをえなくなり、最終的には研究不正の認定をかえって難しくする。論点を包括的にとらえれば、研究不正の調査・認定の基盤に規範論アプローチと手続論アプローチのどちらを据えるのか、という選択になると思われる。

2 課題解決への展望

日本の研究不正規律は、倫理的問題と手続的問題が混在し、さらに再実験も組み込まれているため、研究不正の調査・認定をめぐる、科学的真実の究明、研究不正が起きた背景などの倫理的な原因究明と倫理的責任追及、研究不正の原因究明を含む全貌究明とそれに基づく対策の検討、研究不正の認定とそれに基づく措置（懲戒処分、論文取下げ、研究費返還等）という手続的責任追及が混在する傾向がある。研究不正規律に、これらの性質の異なる多数の目的をどこ

⁽¹²⁹⁾ 消費者庁『平成22年度公益通報者保護制度に関する労働者向けインターネット調査報告書』2010.12, p.31. <<http://www.caa.go.jp/planning/koueki/chosa-kenkyu/files/h22rodosha-chosa.pdf>>; 同『平成24年度公益通報者保護制度に関する労働者向けインターネット調査報告書』2013.7, p.40. <<http://www.caa.go.jp/planning/koueki/chosa-kenkyu/files/h24roudousha-chosa.pdf>> 両調査ともに、全国の労働者3,000人を対象としてインターネットを用いたアンケート調査を行ったもの。有効回答数は両調査とも3,000人。そのうち、労務提供先の内部通報・相談窓口で「通報したことがある」と回答した者は、両調査とも12人。

まで担わせるのかは、検討の余地がある。当然ながら、同時に複数の目的を達成しようとするれば、目的が交錯して收拾がつかなくなる危険性が高くなる。

理念的には、科学的真実の究明は研究者コミュニティの任務である。研究不正の倫理的原因究明と倫理的責任の追及は、行政や機関が手続的に実施するよりも、研究者倫理の事例研究のような形で実施する方が、研究者倫理教育への還元の見点からも有効であろう。原因究明を含む全貌究明とそれに基づく対策の検討は最も難しい課題である。研究動向も関係することから、おそらく研究者コミュニティ、機関、行政機関、研究者倫理の研究者等が協力して取り組むほかはない。研究不正の調査・認定とそれに基づく措置という手続的責任追及は、あくまでも手続的問題として取り組み、研究不正の科学的、組織的、財政的、社会的な悪影響の拡大にできるだけ早く歯止めをかけることが重要な役割である。

このように研究不正への対応は本質的に多面的である。研究不正規律が抱える課題や疑問点を解消し、一貫性、実効性のあるものにしていくことは、研究不正をなくし、科学技術を健全に発展させるための第一歩にすぎない。研究不正に対するこのような多様な取組を、全体としてどのように設計していくのが最終的な課題となろう。研究不正規律が抱える課題を特定し、調査検討し、対策や改革を、先頭に立って考えるべき当事者は、研究不正規律を策定する行政省や機関、また研究者コミュニティである。現にさまざまな場で、多面的に議論が進められており、その努力に大いに期待したい。本稿は、研究不正規律が抱える課題や疑問点の一端を提示したにすぎない。

日本の研究者コミュニティは2005年以来、

研究不正の調査・認定の経験を積んできた。机上で研究不正への対応策を検討するだけでなく、過去の経験を分析して、実効性のある方式で既存のルール、新しいルールを検証する必要があるだろう。文科省2006指針は、研究不正の調査結果を文科省に集約することを規定していた⁽¹³⁰⁾。蓄積された事例の分析は可能であるから、防衛的な規定が本当に実効性を持っていたのか、良心的な研究者に対する過剰な善意がかえって現場を混乱させなかったか、機関によって研究不正の認定基準が違ったことが不公平を生じさせていないか、研究記録の保存期間は何年が適切か等、エビデンスに基づいて評価することが求められる。

もっとも、文科省2006指針はどのような情報を集めるのか、集めた情報をどう処理するのかを規定していなかった。そのために従来の事例の蓄積が十分でないのであれば、今後は文科省2014指針案で提示されている「(参考資料2)調査結果の報告書に盛り込むべき事項」⁽¹³¹⁾を活用し、分析結果をフォローアップ⁽¹³²⁾の場に還元することで、エビデンスに基づく研究不正認定手続の検証が可能になるはずである。貴重なフォローアップの場が、単に倫理教育を実施しているか、研究不正に関する規程が整備されているかを監視する場にとどまるのは実にもったいない。フォローアップの場をできるだけオープンな検証の場として活用したいところである。

我々は研究不正を適切に扱っているのだろうか—多様な関係者がフォローアップの場に集い、このことを常に反省し、問い続けることが期待される。

おわりに

立法府は研究不正の当事者ではない。しかし、

⁽¹³⁰⁾ 「IV-3-(4)調査結果の通知及び報告、②～③」文部科学省科学技術・学術審議会研究活動の不正行為に関する特別委員会 前掲注(20), p.20.

⁽¹³¹⁾ 「(参考資料2) 調査結果の報告書に盛り込むべき事項」文部科学省 前掲注(42), p.25.

⁽¹³²⁾ 「第5節-1 研究活動における不正行為への継続的な対応」同上, p.23.

皮肉にも研究不正の問題は、研究者コミュニティと立法府を結ぶ格好の論点となっており、これまでも国政審議の場で研究不正問題が取り上げられてきた。立法府は、今後とも行政監視の立場から研究不正の問題に関心を持ち続けることが必要であろう。

また、何よりも科学技術が社会に浸透した今日では、さまざまな立法活動の対象は多少なり

とも科学技術に依存している。立法活動の根拠となるエビデンスが健全であることは、立法府にとっても切実な問題である。この点からも、科学技術の健全な発展のために立法府が科学技術に関心を寄せ、多面的に支援していくことは立法府と科学技術の双方にとって有益なことである。

（こばやし しんいち）